



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月31日(火) 号外(第12号)

目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則(総務課)	2
○群馬県事務委任規則の一部を改正する規則(同)	18
<b>訓 令</b>	
○群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令(総務課)	28

規 則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年三月三十一日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第五十号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則(昭和三十三年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「課、室及びセンター」を「課」に、  
第二款 振興局(第二十二條―第二十四條)

第十四款 を「第一款 東京事務所(第二十一條の二―第二十一條の四)」に、「第二款 振興局(第二十二條―第二十四條)」を「第六款 ぐんま総合情報センター(第三十七條―第三十九條)」を「第六款 削除」に、「第九款の二 世界遺産センター(第四十八條の二―第四十八條の四)」を「第九款の二 世界遺産センター(第四十八條の二―第四十八條の四)」を

「第九款 東京事務所(第四十六條―第四十八條)」を「第九款の二 世界遺産センター(第四十八條の二―第四十八條の四)」を

三 美術館(第四十五條の五―第四十五條の七)  
四 歴史博物館(第四十五條の八―第四十五條の十)  
五 自然史博物館(第四十五條の十一―第四十五條の十三)  
六 土屋文明記念文学館(第四十五條の十四―第四十五條の十六)  
世界遺産センター(第四十六條―第四十八條)

美術館(第五十七條―第五十九條)  
歴史博物館(第六十條―第六十二條)  
自然史博物館(第六十三條―第六十五條)  
土屋文明記念文学館(第六十六條―第六十八條)  
スポーツ振興センター(第六十九條―第七十一條)  
児童相談所(第七十一條の二―第七十一條の四)  
ぐんま学園(第七十一條の五―第七十一條の七)

(第五十七條―第五十九條)に、「森林環境事務所、森林事務所及び環境事務所」を削除  
に、「環境森林事務所、環境事務所及び森林事務所」に、「第四十七款 産業技術専門校(第一百五十二條 第一百五十四條)」を「第四十七款の二 ぐんま総合情報センター(第一百五十四條の二―第一百五十四條の四)」に改める。

第四款中「課、室及びセンター」を「及び課」に改める。

第七條第一号中「総務部」を「知事戦略部」に改め、同条第二号中「企画部」を「総務部」に改め、同条第三号中「生活文化スポーツ部」を「地域創生部」に改め、同条第四号中「こども未来部」を「生活こども部」に改め、同条第六号中「森林環境部」を「環境森林部」に改める。

第八條の見出しを「(課及び係等)」に改め、同条第一項中「室又はセンター(以下「課等」という。)」を削り、「当該課等」を「当該課」に、「係、室又はセンター」を「係又は室(第四項を除き、)」に改め、同項の表中総務部の部の前に次のように加える。

知事戦略部	
秘書課	秘書第一係、秘書第二係、報道係、行啓係、政策調査係
戦略企画課	総務予算係、企画調整係、連携推進係、未来創生室、データ分析・活用推進室
メディアプロモーション課	プロモーション戦略係、プロモーションコンテンツ係、ネットメディア係、広報紙・テレビ係
デジタルトランスフォーメーション課	企画推進係、活用推進係
業務プロセス改革課	改革推進係、情報化推進・セキュリティ対策係、情報基盤・システム係
地域外交課	国際企画係、国際交流係、海外渡航係

第八條第一項の表総務部の部秘書課の項を削り、同部総務課の項中「行政改革係」を「法制係、コンプライアンス・行政管理係」に改め、同部管財課の項中「管財課」を「財産有効活用課」に改め、「財産管理係」の下に「財産活用係」を加え、「財産活用推進室」を「長寿命化推進係」に改め、同部学事法制課の項及び広報課の項を削り、同部市町村課の項の次に次のように加える。

統計課	企画普及係、県民経済計算係、人口社会係、経済産業係
-----	---------------------------

第八條第一項の表総務部の部危機管理室の項中「危機管理室」を「危機管理課」に改め、同部総務事務センターの項中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改め、同表企画部の部を削り、同表生活文化スポーツ部の部及びこども未来部の部を次のように改める。

地域創生部	地域創生課	総務係、企画予算係、地域づくり支援係、過疎山振係、土地・水対策室
-------	-------	----------------------------------

環境森林部	環境政策課	環境保全課	気候変動対策課	環境保全課	廃棄物・リサイクル課	自然環境課	生活こども部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	文化振興課	文化財保護課	生活こども課	県民活動支援・広聴課	消費生活課	私学・子育て支援課	児童福祉・青少年課
							移住促進係、外国人活躍推進係、多文化共生係	文化企画係、文化振興係、文化施設係、歴史文化遺産室	文化財活用係、埋蔵文化財係	総務係、企画予算係、少子化対策係、人権男女共同参画室	広聴・案内係、情報公開係、公益法人係、NPO・県民活動推進係	企画指導係、消費者支援係、県民防犯係	私学振興係、子育て支援係、保育係、児童施設監査係	家庭福祉係、母子保健係、ひとり親家庭支援係、青少年育成係	

第八条第一項の表健康福祉部の部健康福祉課の項中「企画予算係」を「予算係、企画調整・健康危機管理係」に改め、「地域福祉推進室」の下に、「地域包括ケア推進室」を加え、同部地域包括ケア推進室の項を削り、同部保健予防課の項中「健康増進・食育推進係、疾病対策・歯科保健係、」を削り、「感染症対策係、新型インフルエンザ対策係」を「疾病対策係、感染症危機管理係、健康づくり推進室」に改め、同部国保援護課の項中「国保指導係」を「国保・高齢者医療係」に、「高齢者・保険医療係、福祉医療係」を「保険・福祉医療係」に改め、同部食品・生活衛生課の項中「監視指導係、生活衛生・水道係」を「生活衛生・動物愛護係、水道係」に改め、同部表森林環境部の部を次のように改める。

環境森林部	環境政策課	環境保全課	気候変動対策課	環境保全課	廃棄物・リサイクル課	自然環境課	データ分析・活用推進室	データ分析・活用係	瀬保全推進室
							人権男女共同参画室	人権同和係、男女共同参画係	

第八条第一項の表農政部の部農政課の項中「技術調整室」を「技術調整係」に改め、同表産業経済部の部産業政策課の項中「商工団体係、企業誘致推進室」を「新事業推進係、未来投資促進室」に改め、同部商政課の項中「商政課」を「経営支援課」に、「創業・経営支援係、商業係」を「創業・経営革新係、流通・サービス業係、支援機関連係」に改め、同部工業振興課の項中「工業振興課」を「地域企業支援課」に、「海外ビジネス支援室」を「販路支援係」に改め、同部次世代産業課の項を削り、同部労働政策課の項中「雇用促進係」を削り、「女性・若者就職支援室」を「労働力確保対策室、産業人材育成室」に改め、同部産業人材育成課の項を削り、同表県土整備部の部下水道環境課の項中「下水道管理係」の下に、「財務係」を加え、同条第二項の表管財課の部及び広報課の部を削り、同表企画課の部中「企画課」を「戦略企画課」に、「地方創生係」を「政策推進係」に改め、同部に次のように加える。

第八条第二項の表地域政策課の部中「地域創生課」を「地域創生課」に改め、同表県民生活課の部を削り、同表文化振興課の部東国文化推進室の項中「東国文化推進室」を「歴史文化遺産室」に、「東国文化係」を「世界遺産係、歴史遺産係」に改め、同部の次に次のように加える。

生活こども部 人権男女共同参画室 人権同和係、男女共同参画係

第八条第二項の表健康福祉課の部に次のように加える。

地域包括ケア推進室 医療・介護連携推進係、認知症・地域支援係

第八条第二項の表保健予防課の部ががん対策推進室の項の前に次のように加える。

健康づくり推進室 健康増進係、食育推進係

第八条第二項の表食品・生活衛生課の部食品安全推進室の項中「農林水産物安全係」を削り、同表林政課の部を削り、同表林業振興課の部を次のように改める。

自然環境課 尾瀬保全推進室 企画推進係

第八条第二項の表農政課の部技術調整室の項を削り、同表産業政策課の部企業誘致推進室の項中「企業誘致推進室」を「未来投資促進室」に、「誘致企画係、企業誘致第一係、企業誘致第二係」を「投資促進係、企業誘致係」に改め、同表工業振興課の

部を削り、同表労働政策課の部を次のように改める。

労働政策課	労働力確保対策室	人材誘致係、働く女性応援係
	産業人材育成室	技術人材係

第八条第三項中「生活文化スポーツ部」を「地域創生部」に、「森林環境部に環境局」を「環境森林部に森林局」に、「コンベンション推進局及び観光局」を「戦略セーブルス局」に改め、同条第四項中「係等を」を「係、室又はセンター(以下この項において「係等」という。）」を改め、同項の表スポーツ部の部スポーツ振興課の項中「国体準備係、スポーツプロジェクト推進室」を「アウトドアスポーツ係、国民スポーツ大会準備室」に改め、同表環境局の部から観光局の部までを次のように改める。

森林局	林政課	森林整備係、森林管理道係、経営管理室
	林業振興課	林業団体係、県産木材振興係、きのこ・林業担い手室
戦略セーブルス局	森林保全課	治山係、森林管理係、技術管理係、緑化推進係、県営林係、緑化センター
	観光魅力創出課	観光政策係、インバウンド推進係、魅力発信・物産係、DESTINEーションキャンペーン推進室
	イベント産業振興課	MICE推進係、Gメッセ管理係、Gメッセ施設係
	eスポーツ・新コンテンツ創出課	eスポーツ係、新コンテンツ創出係、ロケ誘致推進室

第八条第五項の表を次のように改める。

課名	室名	係名
スポーツ振興課	国民スポーツ大会準備室	総務企画係、競技運営係
林政課	経営管理室	経営管理係、資源情報係
林業振興課	きのこ・林業担い手室	きのこ係、林業担い手係
観光魅力創出課	DESTINEーションキャンペーン推進室	DESTINEーションキャンペーン推進係

eスポーツ・新コンテンツ創出課	ロケ誘致推進室	地域プロデューサー係
-----------------	---------	------------

第九条第二項中「それぞれ」を削り、「係を」を「係等を」に改め、同項の表を次のように改める。

課名	係等名
会計管理課	総務企画係、契約調達係、資金・決算係、審査室

第九条に次の一項を加える。

3 前項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる室に同表の下欄に掲げる係を置く。

室名	係名
審査室	審査・指導係、出納・国費係

第十一条第一項第一号を削り、同項第二号中「企画部」を「知事戦略部」に改め、同号二中「国際施策の推進」を「情報発信」に改め、同号ホ中「地域振興」を「デジタル技術の利活用の推進」に改め、同号ヘ中「情報化の推進及び統計」を「地域外交」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 総務部

- イ 職員に関する事項
  - ロ 議会及び県の行政一般に関する事項
  - ハ 県の予算、税その他の財務に関する事項
  - ニ 法務及び条例の立案に関する事項
  - ホ 市町村その他地方公共団体の行政一般に関する事項
  - ヘ 統計に関する事項
  - ト 消防、防災及び危機管理に関する事項
  - チ その他他部の主管に属しない事項
- 第十一号第一項第三号中「生活文化スポーツ部」を「地域創生部」に改め、同号イ中「県民生活」を「地域振興」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「文化財の保護に関する事項を除く。」を削り、同号ロを同号ハとし、その次に次のように加える。
- ニ 社会教育に関する教育機関(群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館、群馬県立歴史博物館、群馬県立自然史博物館及び群馬県立土屋文明記念文学館に限る。)の設置、管理及び廃止に関する事項
  - 第十一号第一項第三号イの次に次のように加える。
  - ロ 移住、定住及び外国人活躍推進に関する事項

第十一条第一項第四号中「子ども未来部」を「生活子ども部」に改め、ハをホとし、ロをハとし、その次に次のように加える。

ニ 私学振興に関する事項

第十一条第一項第四号中イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 県民生活に関する事項

第十一条第一項第五号イ及びロ中「子ども未来部」を「生活子ども部」に改め、同項第六号中「森林環境部」を「環境森林部」に改め、ハを削り、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 環境に関する事項

第十一条第一項第八号イ中「商業」の下に「サービス業」を加え、同号ハ中「観光」の下に「及び新コンテンツ創出」を加える。

第二章第二節第二款の款名を次のように改める。

第二款 課

第十二条第一項の表総務部の項の前に次のように加える。

知事戦略部

戦略企画課

第十二条第一項の表企画部の項を削り、同表生活文化スポーツ部の項中「生活文化スポーツ部」を「地域創生部」に、「県民生活課」を「地域創生課」に改め、同表子ども未来部の項中「子ども未来部」を「生活子ども部」に、「子ども政策課」を「生活子ども課」に改め、同表森林環境部の項中「森林環境部」を「環境森林部」に、「林政課」を「環境政策課」に改め、同条第三項の表林政課の項中「林政課」を「環境政策課」に、「森林環境事務所、森林事務所、環境事務所」を「環境森林事務所、森林事務所、環境事務所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(知事戦略部各課の分掌事務)

第十二条の二 知事戦略部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

秘書課

一 知事及び副知事の秘書事務に関する事。

二 庁議に関する事。

三 知事の特命事項の調査及び進行管理に関する事。

四 皇室及び皇族に関する事。

五 報道機関との連絡調整に関する事。

六 重要政策の総合調整及び重要課題に対する政策立案(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。

戦略企画課

一 県行政の総合企画及び総合調整に関する事。

二 企画会議に関する事。

三 特定施策の推進に関する事。

四 首都圏整備法の施行に関する事(他課の主管に属するものを除く。)

五 国土形成計画法の施行に関する事。

六 国等への政策提言に関する事。

七 知事会に関する事。

八 県行政の連絡調整に関する事。

九 ぐんま地域・大学連携協議会に関する事。

十 総合教育会議に関する事。

十一 群馬県公立大学法人に関する事。

十二 民間企業との包括連携協定に関する事。

十三 県総合計画に関する事。

十四 まち・ひと・しごと創生法の施行に関する事(他課の主管に属するものを除く。)

十五 政策立案、検証のためのデータ収集・分析に関する事(他課の主管に属するものを除く。)

十六 県民アンケートに関する事。

十七 東京事務所に関する事。

メディアプロモーション課

一 プロモーション戦略に関する事。

二 プロモーションコンテンツに関する事。

三 インターネットによる発信業務に関する事。

四 動画・放送スタジオ活用業務に関する事。

五 広報刊行物に関する事。

六 広報協会に関する事。

七 市町村広報との連携に関する事。

八 テレビ及びラジオによる広報活動に関する事。

デジタルトランスフォーメーション課

一 デジタル関連施策に係る総合調整に関する事。

二 デジタル技術の活用推進(他課の主管に属するものを除く。)

三 デジタル技術活用に係る普及啓発(他課の主管に属するものを除く。)

四 産学官連携(デジタルトランスフォーメーションに係るものに限る。)

五 業務プロセス改革課

一 行政改革の推進に関する事。

二 地域情報化の総合調整及び推進に関する事。

三 情報システムの開発及び運用に係る総合調整に関する事。

四 群馬県庁情報通信ネットワークの運用に関する事。

五 行政情報化の総合調整及び推進に関する事。

六 情報セキュリティに関する事。

七 社会保障・税番号制度(他課の主管に属するものを除く。)

八 海外外交課

九 海外政策の総合企画及び総合調整に関する事。

- 二 海外トップセールスに関する事。
- 三 国際交流の推進に関する事。
- 四 国際協力の推進に関する事。
- 五 海外県人会に関する事。
- 六 国際平和に関する事。
- 七 一般旅券に関する事(群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の五の五の項に掲げる事務を除く。)
- 八 海外事務所に関する事。
- 第十三条(見出しを含む。)中「、室及びセンター」を削り、同条秘書課の項を削り、同条総務課の項中第十一号を削り、第十号を第十七号とし、第九号を第十六号とし、第八号を第十五号とし、第七号を削り、第六号を第十四号とし、第五号を第十三号とし、第四号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 十二 内部統制の推進に関する事。
- 第十三条総務課の項中第三号を削り、第二号の次に次の八号を加える。
- 三 条例、規則その他規程の審査に関する事。
- 四 法規審査委員会に関する事。
- 五 公告式及び県報発行に関する事。
- 六 県法規集の編集に関する事。
- 七 訴訟に係る事務の指導及び助言に関する事。
- 八 法律相談(行政対象暴力に係るものを除く。)に関する事。
- 九 行政不服審査法に係る審査庁の事務(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。
- 十 行政不服審査会に関する事。
- 第十三条人事課の項第三号中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改め、同条管財課の項中「管財課」を「財産有効活用課」に改め、同条学事法制課の項及び広報課の項を削り、同条市町村課の項の次に次のように加える。
- 統計課
  - 一 統計の普及啓発に関する事。
  - 二 統計調査員確保対策に関する事。
  - 三 総務省所管委託統計調査に関する事。
  - 四 文部科学省所管委託統計調査に関する事。
  - 五 厚生労働省所管委託統計調査に関する事。
  - 六 農林水産省所管委託統計調査に関する事。
  - 七 経済産業省所管委託統計調査に関する事。
  - 八 県人口統計調査に関する事。
  - 九 県民経済計算に関する事。
  - 十 県鉱工業指数に関する事。
  - 十一 他課の主管に属さない各種統計に関する事。
- 第十三条危機管理室の項中「危機管理室」を「危機管理課」に改め、同条総務事務センターの項中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改め、同項に次の一号

- を加える。
- 十三 公文書等管理委員会に関する事。
- 第十三条の二を削る。
- 第十三条の二(見出しを含む。)中「生活文化スポーツ部の各課及びセンター」を「地域創生部各課」に改め、同条県民生活課の項から消費生活課の項までを次のように改める。
- 地域創生課
  - 一 地域づくり活動の振興に関する事。
  - 二 市町村の地域振興施策に関する事(他課の主管に属するものを除く。)
  - 三 防衛施設周辺整備事業に関する事。
  - 四 過疎対策に関する事。
  - 五 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の施行に関する事。
  - 六 山村振興に関する事。
  - 七 豪雪対策に関する事。
  - 八 国土利用計画法の施行に関する事。
  - 九 公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関する事。
  - 十 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例の施行に関する事。
  - 十一 不動産の鑑定評価に関する法律の施行に関する事。
  - 十二 水資源の総合調整に関する事。
  - 十三 水資源の理解促進に関する事。
  - 十四 電源立地地域対策交付金に関する事。
  - ぐんま暮らし・外国人活躍推進課
    - 一 移住定住の促進に関する事。
    - 二 外国人材の受入れに関する事。
    - 三 県内在住の外国人との共生支援に関する事。
    - 四 多文化共生・共創に関する事。
  - 第十三条の二の二文化振興課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。
  - 十一 世界遺産に関する事。
  - 第十三条の二の二文化振興課の項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号を第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。
  - 十二 歴史遺産(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。
  - 第十三条の二の二文化振興課の項に次の一号を加える。
  - 十八 世界遺産センターに関する事。
  - 第十三条の二の二文化振興課の項の次に次のように加える。
  - 文化財保護課
    - 一 文化財の保存及び活用に関する事。
    - 二 文化財の指定及び解除に関する事。

- 三 群馬県文化財保護審議会に関すること。
- 四 銃砲刀剣類の登録及び美術刀剣類の製作承認に関すること。
- 五 文化財保護と開発事業との調整に関すること。
- 六 埋蔵文化財調査センターに関すること。
- 七 第十三条の二の二スポーツ振興課の項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 八 広域スポーツセンターに関すること。
- 九 第十三条の二の二スポーツ振興課の項中第十三号を削り、第十四号を第十一号とし、第十五号を第十二号とし、第十六号を第十三号とし、第十七号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。
- 十 国民スポーツ大会参加選手団等の派遣に関すること。
- 十一 アスリートの就職支援に関すること。
- 十二 第十三条の二の二スポーツ振興課の項第十八号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、同条を第十三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。
- 十三 (生活こども部各課の分掌事務)
- 第十四 第十三条の二の二 生活こども部各課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 生活こども課
- 二 少子化対策の総合企画及び総合調整に関すること。
- 三 少子化社会対策基本法の施行に関すること。
- 四 次世代育成支援対策推進法の施行に関すること。
- 五 男女共同参画社会の形成の促進に関する行政の総合調整に関すること。
- 六 男女共同参画社会基本法の施行に関すること。
- 七 群馬県男女共同参画推進条例の施行に関すること。
- 八 女性の活躍推進に関すること。
- 九 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関すること。
- 十 他課の主管に属しない男女共同参画に関すること。
- 十一 ぐんま男女共同参画センターに関すること。
- 十二 女性相談所に関すること。
- 十三 三山寮に関すること。
- 十四 人権同和問題の総合調整に関すること。
- 十五 人権同和問題の啓発に関すること。
- 十六 犯罪被害者等基本法の施行に関すること。
- 十七 犯罪被害者等基本法の施行に関する法律の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 十八 再犯の防止等の推進に関する法律の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 十九 県民活動支援・広聴課
- 二十 一 広聴に関すること。

- 二十一 二 県民センターの運営に関すること。
- 二十二 三 県民相談及び苦情処理に関すること。
- 二十三 四 案内業務に関すること。
- 二十四 五 群馬県民の日に関すること。
- 二十五 六 公益通報者保護制度(総務課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 二十六 七 行政資料の収集、公開及び有償頒布に関すること。
- 二十七 八 行政対象暴力への総合的な対策に関すること。
- 二十八 九 行政対象暴力に係る法律相談に関すること。
- 二十九 十 情報公開の総合的推進に関すること。
- 三十 十一 情報公開審議会に関すること。
- 三十一 十二 公文書開示審査会に関すること。
- 三十二 十三 個人情報保護に関すること。
- 三十三 十四 個人情報保護審議会に関すること。
- 三十四 十五 個人情報保護の保護に関する法律の施行(苦情処理のあつせん等に限る。)に関すること。
- 三十五 十六 宗教法人に関すること。
- 三十六 十七 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(第十九号において「認定法」という。)第四条の認定に関すること。
- 三十七 十八 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下この号及び第二十号において「整備法」という。)第四十四条の認定及び整備法第四十五条の認可に関すること。
- 三十八 十九 認定法第二条第三号に規定する公益法人(第二十三号において「公益法人」という。)に関すること。
- 三十九 二十 整備法第二百二十三条第一項に規定する移行法人に関すること。
- 四十 二十一 公益信託ニ関スル法律第一条の公益信託(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 四十一 二十二 公益信託ニ関スル法律第二条に規定する公益信託の許可に関すること。
- 四十二 二十三 公益法人並びに公共的及び公益的活動を行う団体及び施設の監査のうち必要と認められる監査に関すること。
- 四十三 二十四 公益認定等審議会に関すること。
- 四十四 二十五 特定非営利活動法人、ボランティア等県民との協働に関する施策の総合企画及び調整に関すること。
- 四十五 二十六 特定非営利活動促進法の施行に関すること。
- 四十六 消費生活課
- 四十七 一 消費者行政に関すること。
- 四十八 二 消費生活協同組合に関すること。
- 四十九 三 不当景品類及び不当表示防止法の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 五十 四 消費生活用製品安全法の施行に関すること。

- 五 家庭用品品質表示法の施行に関する事。
- 六 割賦販売法の施行に関する事。
- 七 特定商取引に関する法律の施行に関する事。
- 八 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の施行に関する事。
- 九 金融広報に関する事。
- 十 国民生活安定緊急措置法及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行に関する事。
- 十一 群馬県消費生活条例の施行に関する事。
- 十二 群馬県消費生活センターの設置及び管理に関する条例に定める消費生活センターの運営に関する事。
- 十三 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関する事。
- 十四 消費者教育に関する事。
- 十五 消費生活に係る商品のテストに関する事。
- 十六 消費生活に関する資料の展示に関する事。
- 十七 消費生活に関する資料及び情報の収集及び提供に関する事。
- 十八 事業者指導に関する事。
- 十九 防犯推進に関する事。
- 私学・子育て支援課
  - 一 私立学校その他学事(教育委員会の主管に属するものを除く。)に関する事。
  - 二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する事。
  - 三 児童福祉法の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。
  - 四 子ども・子育て支援法の施行に関する事。
  - 五 児童手当に関する事。
  - 六 子ども手当に関する事。
  - 七 社会福祉法人及び特例民法法人に関する事(児童福祉事業(他課の主管に属するものを除く。)に係るものに限る。)
  - 八 ぐんまこどもの国児童会館に関する事。
  - 九 子どもへの貧困対策の推進に関する法律の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。
  - 十 他課の主管に属しない子育て支援に関する事。
  - 十一 児童に関する調査統計(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。
  - 十二 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導及び監査(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。
- 児童福祉・青少年課
  - 一 児童福祉(他課の主管に属するものを除く。)の総合企画に関する事。
  - 二 児童福祉法の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。
  - 三 児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する事。
  - 四 児童福祉思想の普及啓発に関する事。

- 五 児童福祉文化に関する事。
- 六 児童に関する調査統計(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。
- 七 児童委員に関する事。
- 八 母子保健法の施行に関する事。
- 九 母体保護法の施行に関する事。
- 十 小児医療センター母子保健室に関する事。
- 十一 母子・父子福祉団体の連絡調整に関する事。
- 十二 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関する事。
- 十三 社会福祉法人及び特例民法法人に関する事(児童福祉事業(他課の主管に属するものを除く。)に係るものに限る。)
- 十四 児童扶養手当法の施行に関する事。
- 十五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行(障害政策課の主管に属するものを除く。)に関する事。
- 十六 子ども・若者育成支援推進法の施行に関する事。
- 十七 青少年総合対策の企画及び連絡調整に関する事。
- 十八 青少年の健全育成に関する事。
- 十九 青少年育成推進員に関する事。
- 二十 青少年の非行防止及び風俗環境の浄化に関する事。
- 二十一 群馬県青少年健全育成条例の施行に関する事。
- 二十二 青少年健全育成審議会に関する事。
- 二十三 県立学校又は私立学校におけるいじめによる重大事態に係る調査に関する事。
- 二十四 児童相談所に関する事。
- 二十五 ぐんま学園に関する事。
- 二十六 他課の主管に属しない児童に関する事。
- 第十三条の三(見出しを含む。)中「及び室」を削り、同条健康福祉課の項に次の七号を加える。
  - 十九 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の施行に関する事。
  - 二十 群馬県地域医療介護総合確保基金条例の施行に関する事。
  - 二十一 在宅医療の推進及び在宅医療・介護連携推進に関する事。
  - 二十二 医療費適正化計画に関する事。
  - 二十三 認知症施策に関する事。
  - 二十四 介護保険法の施行(地域支援事業に関するものに限る。)に関する事。
  - 二十五 高齢者虐待防止法及び高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律の施行に関する事。
- 第十三条の三地域包括ケア推進室の項を削り、同条業務課の項第八号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。
- 第十四条(見出しを含む。)中「森林環境部各課」を「環境森林部各課」に改め、



同条林政課の項から緑化推進課の項までを削り、同条環境政策課の項第九号を次のように改める。

九 環境森林事務所、環境事務所及び森林事務所に関すること。  
第十四条環境政策課の項第十号から第十三号までを削り、同項の次に次のように加える。

気候変動対策課

- 一 ぐんま5つのゼロ宣言(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
  - 二 群馬県の生活環境を保全する条例の施行(循環型社会形成の推進、環境美化の推進及び地球温暖化対策に限る。)に関すること。
  - 三 群馬県地球温暖化防止条例の施行に関すること。
  - 四 地球温暖化対策に関すること。
  - 五 省資源及び省エネルギー対策の推進に関すること。
  - 六 再生可能エネルギー(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 第十四条廃棄物・リサイクル課の項第五号中、「」を「及び」に改め、「及び循環型社会形成の推進」を削り、同条に次のように加える。

林政課

- 一 森林計画に関すること。
- 二 森林資源情報システムに関すること。
- 三 国有林対策に関すること。
- 四 森林の公益的機能拡充の推進に関すること。
- 五 群馬県森林・緑整備基金に関すること。
- 六 林業統計に関すること。
- 七 森林整備地域活動支援制度に関すること。
- 八 森林審議会に関すること。
- 九 林業試験場に関すること。
- 十 群馬県水源地域保全条例の施行に関すること。
- 十一 森林による二酸化炭素吸収機能強化に関すること。
- 十二 造林保育に関すること。
- 十三 林業用種苗に関すること。
- 十四 間伐対策に関すること。
- 十五 森林病害虫等対策に関すること。
- 十六 林業の獣害対策に関すること。
- 十七 林道網整備調査(基幹的林道整備事業に関するものを除く。)に関すること。
- 十八 林道の建設及び管理に関すること。
- 十九 作業道の作設に関すること。
- 二十 林道関係の災害復旧に関すること。
- 二十一 森林経営管理法の施行に関すること。
- 二十二 群馬県森林環境譲与税基金の事業(他課の主管に属するものを除く。)及び管理に関すること。

林業振興課

- 一 森林組合その他林業関係団体の指導監督に関すること。
- 二 林業労働力対策に関すること。
- 三 入会林野等の整備に関すること。
- 四 林業金融に関すること。
- 五 林業・木材産業構造改革に関すること。
- 六 木材の生産、流通及び加工に関すること。
- 七 木材の需要拡大に関すること。
- 八 県産木材住宅の建設促進に関すること。
- 九 さのこ等特用林産物の普及指導及び振興に関すること。
- 十 林業技術普及及び経営指導に関すること。
- 十一 林業後継者対策に関すること。
- 十二 流域林業活性化対策に関すること。

森林保全課

- 一 治山事業に関すること。
  - 二 保安林及び保安施設地区に関すること。
  - 三 水源林に関すること。
  - 四 民有林の開発規制に関すること。
  - 五 森林保全管理に関すること。
  - 六 森林土木工事の設計審査、設計積算の基準及び技術指導に関すること。
  - 七 林業関係災害の報告に関すること。
  - 八 治山関係の災害復旧に関すること。
  - 九 地すべり等防止法に基づく地域指定、管理及び地すべり防止工事(環境森林部の主管に属するものに限る。)に関すること。
  - 十 緑化の推進に関すること。
  - 十一 緑化運動の推進に関すること。
  - 十二 森林環境教育の推進に関すること。
  - 十三 県立森林公園に関すること。
  - 十四 森林ボランティアの指導に関すること。
  - 十五 県有林及び県行分収造林の管理経営に関すること。
  - 十六 緑化センターの管理及び運営に関すること。
  - 十七 緑化の知識及び技術の普及に関すること。
  - 十八 平地林の保全及び活用に関すること。
  - 十九 憩の森の管理に関すること。
  - 二十 森林機能の学習指導に関すること。
  - 二十一 ぐんま緑の県民基金に関すること。
- 第十五条技術支援課の項第十四号を削り、同項第十三号中「の需給調整」を削り、同条を同項第十四号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号中「トレイサビリティ導入対策」を「生産履歴指導」に改め、同条を同項第十二号とし、同項第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 農業の機械化及び農作業安全対策の推進に関すること。  
 第十五条技術支援課の項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同条蚕糸園芸課の項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同条ぐんまブランド推進課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第十七条産業政策課の項第五号及び第六号を次のように改める。

五 新事業の推進に関すること。

六 産学官連携(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。

第十七条産業政策課の項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、同条商政課の項中「商政課」を「経営支援課」に改め、同項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の四号を加える。

十六 群馬県産業支援機構に関すること(他課の主管に属するものを除く。)

十七 商工組合、中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会に関すること。

十八 商工会議所及び商工会に関すること。

十九 小規模事業対策の実施に関すること。

第十七条工業振興課の項中「工業振興課」を「地域企業支援課」に改め、同項第十号中「外国政府等」を「海外」に改め、同条次世代産業課の項を削り、同条労働政策課の項に次の七号を加える。

二十三 産業人材育成施策の推進に関すること。

二十四 職業能力開発団体にに関すること。

二十五 事業主等の行う職業能力開発に関すること。

二十六 職業訓練指導員に関すること。

二十七 技能振興に関すること。

二十八 職業能力開発審議会に関すること。

二十九 産業技術専門校に関すること。

第十七条産業人材育成課の項からコンベンション施設整備課の項までを削り、同条観光物産課の項中「観光物産課」を「観光魅力創出課」に改め、同項中第十七号を第十八号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 ぐんま総合情報センターに関すること。

第十七条に次のように加える。

イベント産業振興課

一 イベント産業の振興に関すること。

群馬コンベンションセンターの管理及び整備に関すること。

eスポーツ・新コンテンツ創出課

一 eスポーツの推進に関すること。

二 新コンテンツの発掘・育成に関すること。

三 ロケ誘致の推進に関すること。

第十八条の四の見出し中「各課」を「会計管理課」に改め、同条第一項中「各課」

を「会計管理課」に改め、同項会計課の項中「会計課」を「会計管理課」に改め、同項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同項に次の十二号を加える。

八 支出負担行為の審査及び確認(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。

九 歳計外現金の払出しの決定に関すること。

十 国庫金の収入及び支出(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。

十一 国の債権の管理(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。

十二 会計検査院の検査に関すること。

十三 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管に関すること。

十四 収納及び支払(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。

十五 会計検査及び会計事務指導に関すること。

十六 現金及び財産の記録管理に関すること。

十七 例月現金出納検査に関すること。

十八 決算に関すること。

十九 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関すること。

第十八条の四第一項審査課の項を削り、同条第二項中「会計課」を「会計管理課」に改める。

第十九条第一項中「センターに所長」を削り、同条第二項中「課に室長」を削り、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項目ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 森林保全課緑化センターに所長を置くことがある。

第二十条第一号中「振興局」を「東京事務所 振興局」に、「群馬会館」を

「群馬会館」に、「防災航空センター」を「防災航空センター」に、「三山寮

センター」を「三山寮」に、「森林環境事務所、森林事務所及び環境事務所」を「環

境森林事務所、環境事務所及び森林事務所」に、「産業技術専門校」を「産業技術専

門校

情報センター」に改め、同条第二号中「世界遺産センター」を「美術館」に、「土屋

文明記念文学館」を「土屋文明記念文学館 美術館」に改める。

第二十一条第二号中「(知事が定める地域機関等については、臨時職員に限

る。)」を削る。

第三章第二節第二款の款名を削り、同節中第一款を第二款とし、同節に第一款とし

て次の一款を加える。

第一款 東京事務所

(業務)

第二十一条の二 東京事務所は、次の業務を行う。  
 一 県行政運営上必要な中央諸官庁及び関係諸機関との連絡に關すること。  
 二 県行政運営上必要な情報の収集及び企業誘致に關すること。  
 (名称及び位置)  
 第二十一条の三 東京事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	群馬県東京事務所
位置	東京都

(内部組織)  
 第二十一条の四 東京事務所に行政係及び企業誘致係を置く。  
 2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。  
 行政係

- 一 庶務に關すること。
  - 二 中央諸官庁及び関係諸機関との連絡に關すること。
  - 三 情報の収集に關すること。
- 企業誘致係

一 企業誘致に關すること。  
 第二十二條の二第一項中「森林環境事務所、森林事務所、環境事務所」を「環境森林事務所、環境事務所、森林事務所」に改める。  
 第二十四條第一項の表群馬県吾妻振興局の項中「吾妻森林環境事務所」を「吾妻環境森林事務所」に改め、同表群馬県利根沼田振興局の項中「利根沼田森林環境事務所」を「利根沼田環境森林事務所」に改める。  
 第三章第二節第六款を次のように改める。  
 第六款 削除

第三十七條から第三十九條まで 削除  
 第三章第二節第八款の二の次に次の四款を加える。  
 第八款の三 美術館

(業務)  
 第四十五條の五 美術館は、美術に關する県民の知識及び教養の向上を図り、もつて県民文化の振興に寄与するための業務を行う。  
 (名称及び位置)  
 第四十五條の六 群馬県立美術館の設置及び管理に關する条例(昭和四十九年群馬県条例第十五号)に定める美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	群馬県立近代美術館
位置	高崎市
名称	群馬県立館林美術館
位置	館林市

(内部組織)  
 第四十五條の七 次の表の上欄に掲げる美術館にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

名称	群馬県立近代美術館	係名
	群馬県立館林美術館	総務係、教育普及係、学芸係
	群馬県立歴史博物館	教育普及係、学芸係

2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。  
 総務係

- 一 庶務に關すること。
- 二 美術館の管理運営及び所掌事務の連絡調整に關すること。
- 教育普及係
- 一 教育普及事務に關すること。
- 学芸係
- 一 学芸事務に關すること。

3 前項の規定にかかわらず、群馬県立館林美術館の教育普及係は、同項総務係の分掌事務を併せて行うものとする。  
 第八款の四 歴史博物館

(業務)  
 第四十五條の八 歴史博物館は、郷土の歴史に關する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するための業務を行う。  
 (名称及び位置)

第四十五條の九 群馬県立歴史博物館の設置及び管理に關する条例(昭和五十四年群馬県条例第十五号)に定める歴史博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	群馬県立歴史博物館	位置
	高崎市	

(内部組織)  
 第四十五條の十 歴史博物館に教育普及及び学芸係を置く。

- 教育普及係
- 一 庶務に關すること。
- 二 歴史博物館の管理運営及び所掌事務の連絡調整に關すること。
- 三 教育普及事務に關すること。
- 学芸係
- 一 学芸事務に關すること。

第八款の五 自然史博物館

(業務)

第四十五条の十一 自然史博物館は、自然の生い立ちや郷土の豊かな自然環境に関する県民の理解を深め、併せて県民の文化活動を援助し、もつて教育、学術及び文化の発展に寄与するための業務を行う。

(名称及び位置)

第四十五条の十二 群馬県立自然史博物館の設置及び管理に関する条例(平成八年群馬県条例第八号)に定める自然史博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	群馬県立自然史博物館
位置	富岡市

(内部組織)

第四十五条の十三 自然史博物館に総務係、教育普及係、地学研究係及び生物研究係を置く。

総務係

一 庶務に関すること。

二 自然史博物館の管理運営及び所掌事務の連絡調整に関すること。

教育普及係

一 教育普及事務に関すること。

地学研究係

一 地学分野の学芸事務に関すること。

生物研究係

一 生物分野の学芸事務に関すること。

第八款の六 土屋文明記念文学館

(業務)

第四十五条の十四 土屋文明記念文学館は、土屋文明の業績を記念し、文学に関する県民の理解を深め、もつて教育、学術及び文化の発展に寄与するための業務を行う。

(名称及び位置)

第四十五条の十五 群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例(平成八年群馬県条例第九号)に定める土屋文明記念文学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	群馬県立土屋文明記念文学館
位置	高崎市

(内部組織)

第四十五条の十六 土屋文明記念文学館に教育普及係及び学芸係を置く。

- 一 庶務に関すること。
  - 二 土屋文明記念文学館の管理運営及び所掌事務の連絡調整に関すること。
  - 三 教育普及事務に関すること。
- 学芸係
- 一 学芸事務に関すること。

第三章第二節第九款を次のように改める。

第九款 世界遺産センター

(業務)

第四十六条 世界遺産センターは、世界遺産である富岡製糸場と絹産業遺産群の価値、その価値の背景にある群馬の絹文化及び国内外の絹に関する調査研究及び啓発を行い、もつて富岡製糸場と絹産業遺産群及び群馬の絹文化の継承並びに県民文化の発展に寄与するための業務を行う。

(名称及び位置)

第四十七条 群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例(令和元年群馬県条例第二十一号)に定める世界遺産センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	世界遺産センター
位置	富岡市

(内部組織)

第四十八条 世界遺産センターに普及調査係を置く。

2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。

普及調査係

一 庶務に関すること。

二 世界遺産センターの管理運営及び所掌事務の連絡調整に関すること。

三 情報発信及び普及啓発に関すること。

四 調査研究に関すること。

第三章第二節第九款の二を削り、同節第十三款から第十八款までを次のように改める。

第十三款 児童相談所

(業務)

第五十七条 児童相談所は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十二条に規定する業務を行う。

(名称、位置及び所管区域)

第五十八条 機関設置条例第五条に定める児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。ただし、次条第三項企画調整係の分掌事務のうち第二号及び第三号の事務については、群馬県の区域を所管するものとする。

名称		位置	所管区域
----	--	----	------

2 児童相談所に必要に応じ支所を置く。  
3 前項の支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

群馬県中央児童相談所	前橋市	前橋市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡、佐波郡
群馬県西部児童相談所	高崎市	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡
群馬県東部児童相談所	太田市	桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡

(内部組織)  
第五十九条 次の表の上欄に掲げる児童相談所にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

名称	位置	所管区域
群馬県中央児童相談所北部支所	渋川市	沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡
群馬県中央児童相談所		
群馬県西部児童相談所		
群馬県東部児童相談所		

2 前項に定めるもののほか、群馬県中央児童相談所北部支所に北部家庭支援係、北部虐待対応係及び北部発達支援係を置く。  
3 前二項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。  
企画調整係  
一 庶務に関すること。

- 二 児童相談所業務の企画調整に関すること。
  - 三 児童及び家庭の一般相談業務及び子育て支援に関すること。
  - 四 相談業務全般についての関係機関との連絡調整に関すること。
  - 五 市町村の児童相談業務の支援に関すること。
  - 六 児童相談所の措置児童に係る費用の認定及び徴収に関すること。
  - 七 障害児入所給付費の支給決定に関すること。
- 家庭支援係

- 一 児童相談所相互の連絡調整に関すること(中央児童相談所に限る。)
  - 二 児童及び家庭の専門的支援を必要とする相談業務に関すること。
  - 三 児童、家庭等の環境調査及び指導に関すること。
  - 四 相談業務全般についての関係機関との連絡調整に関すること(西部児童相談所及び東部児童相談所に限る。)
  - 五 市町村の児童相談業務の支援に関すること(西部児童相談所及び東部児童相談所に限る。)
- 施設里親支援係

- 一 庶務に関すること(西部児童相談所及び東部児童相談所に限る。)
  - 二 施設入所児童の家庭復帰等に係る家庭及び施設との連絡調整に関すること。
  - 三 施設及び里親の支援に関すること。
  - 四 児童の施設入所及び里親委託の調整に関すること。
  - 五 児童相談所の措置児童に係る費用の認定及び徴収に関すること(西部児童相談所及び東部児童相談所に限る。)
  - 六 障害児入所給付費の支給決定に関すること(西部児童相談所及び東部児童相談所に限る。)
- 虐待対応係

- 一 児童虐待の対応に関すること。
  - 二 児童虐待の再発防止のための家庭支援に関すること。
  - 三 児童虐待の対応及び予防についての関係機関との連絡調整に関すること。
  - 四 市町村における児童虐待防止の体制整備の支援に関すること。
  - 五 児童虐待防止に係る調査研究、検証及び啓発に関すること。
- 発達支援係
- 一 児童及びその家庭の医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定に関すること。
  - 二 児童及びその保護者に対する判定に基づく指導に関すること。
  - 三 一時保護児童の観察指導に関すること。
  - 四 児童及び家庭の心理学的支援を必要とする相談業務に関すること。
  - 五 障害福祉サービスの利用についての市町村に対する助言に関すること。
- 男児保護係、女児保護係、幼児保護係及び女児・幼児保護係
- 一 児童の一時保護に関すること。
  - 二 児童の生活指導、学習指導、観察及び個別支援に関すること。
  - 三 ボランティア活動の受入れに関すること。

北部家庭支援係

- 一 相談業務全般についての関係機関との連絡調整に関する事。
- 二 児童及び家庭の専門的支援を必要とする相談業務に関する事。
- 三 児童、家庭等の環境調査及び指導に関する事。
- 四 施設入所児童の家庭復帰等に係る家庭及び施設との連絡調整に関する事。
- 五 施設及び里親の支援に関する事。
- 六 児童の施設入所及び里親委託の調整に関する事。

北部虐待対応係

- 一 児童虐待の対応に関する事。
- 二 児童虐待の再発防止のための家庭支援に関する事。

北部発達支援係

- 一 児童及びその家庭の医学的、心理学的、教育的、社会的及び精神保健上の判定に関する事。
- 二 児童及びその保護者に対する判定に基づく指導に関する事。
- 三 児童及び家庭の心理学的支援を必要とする相談業務に関する事。
- 四 障害福祉サービスの利用についての市町村に対する助言に関する事。

(業務)

第六十条 ぐんま学園は、児童福祉法第四十四条に規定する児童自立支援施設の業務を行う。

(名称及び位置)

第六十一条 群馬県児童自立支援施設設置条例(昭和二十六年群馬県条例第四十三号)に定めるぐんま学園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
群馬県立ぐんま学園	前橋市

(内部組織)

第六十二条 ぐんま学園に総務企画係、赤城寮指導係、榛名寮指導係、白根寮指導係及び武尊寮指導係を置く。

2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画係

- 一 庶務に関する事。
  - 二 児童の給食に関する事。
  - 三 学園の運営管理に関する事。
  - 四 職員の研修企画に関する事。
- 赤城寮指導係、榛名寮指導係、白根寮指導係及び武尊寮指導係
- 一 児童の入退所に関する事。
  - 二 児童の生活指導に関する事。

三 児童の自立支援に関する事。

- 四 児童の心理学的及び精神医学的診査に関する事。
- 五 児童の家庭及び関係機関との連絡調整に関する事。
- 六 退所児童の相談及び指導に関する事。

第十五款から第十八款まで 削除

第六十三条から第七十四条まで 削除

第七十八条第二項衛生係の項第十四号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同条第二項衛生係の項第十五号中「覚せい剤等」を「覚醒剤等」に改める。

第三章第二節第三十二款の款名を次のように改める。

第三十二款 環境森林事務所、環境事務所及び森林事務所

第一百三十一条第一項中「森林環境事務所」を「環境森林事務所」に改め、同項第四号中「西部森林環境事務所及び利根沼田森林環境事務所」を「西部環境森林事務所及び利根沼田環境森林事務所」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 森林事務所は、第一項第五号から第十六号までに掲げる業務を行う。

第一百四十一条中「森林環境事務所、森林事務所及び環境事務所」を「環境森林事務所、環境事務所及び森林事務所」に改め、同条の表中「群馬県西部森林環境事務所」を「群馬県西部環境森林事務所」に改め、同条の表中「群馬県吾妻森林環境事務所」を「群馬県吾妻環境森林事務所」に改め、同条第三項中「吾妻森林環境事務所及び利根沼田森林環境事務所」を「吾妻環境森林事務所及び利根沼田環境事務所」に改め、同条第五号中「西部森林環境事務所及び利根沼田森林環境事務所」を「西部環境森林事務所」に改め、同条第十九号中「西部森林環境事務所」を「西部環境森林事務所」に改め、同条第三項中「吾妻森林環境事務所及び利根沼田森林環境事務所」を「吾妻環境森林事務所及び利根沼田環境森林事務所」に改める。

第九号中「放射性物質」の下に「及び豚熱対策等に係るイノシシ」を加える。

第九号中「放射線物質」の下に「及び豚熱対策等に係るイノシシ」を加える。

第九号中「放射性物質」の下に「及び豚熱対策等に係るイノシシ」を加える。

第九号中「放射性物質」の下に「及び豚熱対策等に係るイノシシ」を加える。

第九号中「放射性物質」の下に「及び豚熱対策等に係るイノシシ」を加える。

第九号中「放射性物質」の下に「及び豚熱対策等に係るイノシシ」を加える。

第九号中「放射性物質」の下に「及び豚熱対策等に係るイノシシ」を加える。

第九号中「放射性物質」の下に「及び豚熱対策等に係るイノシシ」を加える。

第九号中「放射性物質」の下に「及び豚熱対策等に係るイノシシ」を加える。

第九号中「放射性物質」の下に「及び豚熱対策等に係るイノシシ」を加える。

第九号中「放射性物質」の下に「及び豚熱対策等に係るイノシシ」を加える。

第九号中「放射性物質」の下に「及び豚熱対策等に係るイノシシ」を加える。

三 非破壊試験に関すること。  
 第四百七十七条第二項先端ものづくり係の項第二号を削る。  
 第三章第二節第四十七款の次に次の一款を加える。  
 第四十七款の二 ぐんま総合情報センター

(業務)  
 第五百四十四条の二 ぐんま総合情報センターは、観光その他の情報の収集及び発信に  
 関する業務を行う。  
 (名称及び位置)  
 第五百四十四条の三 ぐんま総合情報センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
群馬県ぐんま総合情報センター	東京都

(内部組織)  
 第五百四十四条の四 ぐんま総合情報センターに総合情報係を置く。  
 2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。  
 総合情報係

一 庶務に関すること。  
 二 県内観光地及び物産の宣伝等に関すること。  
 三 Uターン希望者等への求職及び移住情報の提供に関すること。  
 四 その他群馬県の情報発信に関すること。  
 第五百四十八条の四第一項の表群馬県渋川土木事務所の項中「、上信自動車道建設第一係、上信自動車道建設第二係」を削り、同表群馬県高崎土木事務所の項中「、コンベンション周辺整備係」を削り、同表群馬県安中土木事務所の項中「工務第二係」の下に「、西毛広幹道建設係」を加え、同条第三項コンベンション周辺整備係の項を削り、同条第三項上信自動車道建設第一係及び上信自動車道建設第二係の項を次のように改める。  
 西毛広幹道建設係

一 西毛広域幹線道路の建設に関すること。  
 第六十三条第一項中「建設第二係」の下に「、建設第三係」を加え、同条第二項建設第一係及び建設第二係の項中「及び建設第二係」を「、建設第二係及び建設第三係」に改める。  
 第六十六条第一項中「、建設第一係及び建設第二係」を「及び建設係」に改め、同条第二項建設第一係の項及び建設第二係の項を削り、同条第二項に次のように加える。

- 建設係
- 一 水源地域対策特別措置法に基づく整備事業及び水源地域対策に関すること。
  - 二 水源地域対策基金事業に関すること。
  - 三 ダム建設事業者及び関係機関との連絡調整に関すること。

四 新温泉の調査及び管理に関すること。  
 第七十三条第一項中「、ぐんま総合情報センター」及び「、世界遺産センター」を削り、「スポーツ振興センター」を「世界遺産センター」に改め、「群馬産業技術センター」の下に「、ぐんま総合情報センター」を加え、同条第三項の表中試験研究機関の項の次に次のように加える。

東京事務所	副所長
-------	-----

第七十三条第三項の表ぐんま総合情報センターの項を削り、

東京事務所	副所長
美術館	副館長

を

美術館	副館長
-----	-----

に改

め、同表森林環境事務所の項中「森林環境事務所」を「環境森林事務所」に改め、同表産業技術専門校の項の次に次のように加える。

ぐんま総合情報センター	副所長
-------------	-----

第七十四条の表公立大学法人評価委員会の項中「総務課」を「戦略企画課」に、「総務部」を「知事戦略部」に改め、同項の次に次のように加える。

行政不服審査会	行政不服審査法の規定によりその権限に属せられた事項の処理に関すること。	総務課	総務部
---------	-------------------------------------	-----	-----

第七十四条の表私立学校審議会の項から公益認定等審議会の項までを削り、同表国民保護協議会の項及び防災会議の項中「危機管理室」を「危機管理課」に改め、同項の次に次のように加える。

公文書等管理委員会	群馬県公文書等の管理に関する条例第三十条第一項の規定によりその権限に属せられた事項についての調査審議に関すること。	総務事務管理課	総務部
-----------	---	---------	-----

第七十四条の表国土利用計画審議会の項から大規模土地開発事業審議会の項までの規定中「地域政策課」を「地域創生課」に、「企画部」を「地域創生部」に改め、同項の次に次のように加える。

文化審議会	文化振興指針に定める事項及び群馬県文化振興基金の処分並びに文化の振興に関する	文化振興課	地域創生部
-------	--	-------	-------

文化財保護審議会	重要事項を調査審議し、知事に意見を述べること。	文化財保護法第九十条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要な事項についての調査審議及び知事に対する建議に関すること。	文化財保護課	地域創生部
スポーツ推進審議会	スポーツ基本法第三十一条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議すること。		スポーツ振興課	地域創生部

第七百七十四条の表男女共同参画推進委員会の項中「県民生活課」を「生活こども課」に、「生活文化スポーツ部」を「生活こども部」に改め、同表情報公開審議会の項及び公文書開示審査会の項中「県民センター」を「県民活動支援・広聴課」に、「生活文化スポーツ部」を「生活こども部」に改め、同表個人情報保護審議会の項中「こと」の下に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項についての調査審議に關すること並びに住民基本台帳法第三十条の四十第二項の規定による同法の規定によりその権限に属せられた事項及び知事の諮問に応じて同法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項の調査審議に關すること並びにこれらの事項についての知事に対する建議に關する」を加え、「県民センター」を「県民活動支援・広聴課」に、「生活文化スポーツ部」を「生活こども部」に改め、同項の次に次のように加える。

公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に關する法律の規定によりその権限に属せられた事項の処理に關すること。	県民活動支援・広聴課	生活こども部
----------	--	------------	--------

第七百七十四条の表消費生活問題審議会の項及び消費者苦情処理委員会の項中「生活文化スポーツ部」を「生活こども部」に改め、同表文化審議会の項及びスポーツ推進審議会の項を削り、同表子ども・子育て会議の項中「子育て・青少年課」を「私学・子育て支援課」に、「こども未来部」を「生活こども部」に改め、同項の次に次のように加える。

私立学校審議会	私立学校法第九条第二項の規定による私立大学以外の私立学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に關する重要事項についての知事に対する建議に關すること。	私学・子育て支援課	生活こども部
---------	--	-----------	--------

第七百七十四条の表青少年健全育成審議会の項及びいじめ再調査委員会の項中「子育て

・青少年課」を「児童福祉・青少年課」に、「こども未来部」を「生活こども部」に改め、同表森林審議会の項を削り、同表環境審議会の項から自然環境保全審議会の項までの規定中「森林環境部」を「環境森林部」に改め、同項の次に次のように加える。

森林審議会	森林法第六十八条第二項の規定による森林に關する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に關すること。	林政課	環境森林部
-------	--	-----	-------

第七百七十四条の表卸売市場審議会の項を削り、同表中小企業調停審議会の項中「産業政策課」を「経営支援課」に改め、同表大規模小売店舗立地審議会の項中「商政課」を「経営支援課」に改め、同表職業能力開発審議会の項中「産業人材育成課」を「労働政策課」に改め、同表観光審議会の項中「観光物産課」を「観光魅力創出課」に改める。

附則

- (施行期日)
- この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十五条ぐんまブランド推進課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする改正規定及び第七百七十四条の表卸売市場審議会の項を削る改正規定は、同年六月二十一日から施行する。
  - この規則の施行の際現に改正前の群馬県行政組織規則に規定する機関が行った処分等又は当該機関に対して行われた行為等は、改正後の同規則に規定する相当の機関が行った処分等又は当該機関に対して行われた行為等とみなす。
  - 群馬県消防事務担当職員服制及び貸与規則の一部改正(昭和三十二年群馬県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。
  - 第八号第五号中「総務部危機管理室」を「総務部危機管理課」に改める。
- (群馬県森林組合等検査規則等の一部改正)
- 次に掲げる規則の規定中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改める。
    - 群馬県森林組合等検査規則(昭和三十二年群馬県規則第二号)第十三条
    - 群馬県森林組合等事務処理に關する規則(昭和三十二年群馬県規則第三号)第三条第一項
    - 群馬県県営林道事業の施行等に關する規則(昭和三十六年群馬県規則第四十二条)第十号
    - 群馬県地すべり等防止法施行細則(昭和四十四年群馬県規則第五十五号)第十四条第一項の表
  - 群馬県林業災害対策特別措置条例施行規則(昭和四十六年群馬県規則第二十六号)第八号



- 六 群馬県林業種苗法施行細則(昭和四十九年群馬県規則第六十三号)第三条第二項及び第十三条
- 七 群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成十年群馬県規則第二十九号)第十二条
- (群馬県旅費支給規則の一部改正)
- 5 群馬県旅費支給規則(昭和三十八年群馬県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。  
別表第三群馬県行政組織規則(昭和32年群馬県規則第71号。以下この表において「組織規則」という。)第7条に規定する部の長の項第二号中「~~環境部~~」を「~~環境部~~」に改め、「~~環境部~~」を削り、同項第三号中「~~環境部~~」を「~~環境部~~」に改め、同表副部長、組織規則第8条第3項に規定する局の長、会計局長及び参事の項第二号及び知事部局の課長等の項中「~~環境部~~」を「~~環境部~~」に改める。  
(群馬県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則の一部改正)
- 6 群馬県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則(昭和四十年群馬県規則第十号)の一部を次のように改正する。  
第二条中「企画部地域政策課」を「地域創生部地域創生課」に改める。  
(群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則の一部改正)
- 7 群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則(昭和四十一年群馬県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。  
第五十七条第一項中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改める。  
第五十八条中「森林環境事務所」を「環境森林事務所」に改める。  
(地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則の一部改正)
- 8 地方公営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則(昭和四十一年群馬県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。  
第一号中「水道管理主監」及び「主席工事専門検査員」を削る。  
(群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)
- 9 群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年群馬県規則第十一号)の一部を次のように改正する。  
第三条の表任命権者の項口中「室長(部に置く室の室長に限る。)」又は「所長」を削る。  
(群馬県公舎管理規則及び群馬県県庁舎等管理規則の一部改正)
- 10 次に掲げる規則の規定中「管財課長」を「財産有効活用課長」に改める。  
一 群馬県公舎管理規則(昭和四十三年群馬県規則第五十二号)第十二条及び第十四条  
二 群馬県県庁舎等管理規則(平成十二年群馬県規則第四百二十二号)第四条第一項(群馬県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)
- 11 群馬県青少年健全育成条例施行規則(昭和五十七年群馬県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。  
第十六条第一号中「子育て・青少年課」を「児童福祉・青少年課」に改める。  
(群馬県貸金業法施行細則の一部改正)
- 12 群馬県貸金業法施行細則(昭和五十八年群馬県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。  
第八条及び第十条第四項中「商政課」を「経営支援課」に改める。  
(群馬県公有財産事務取扱規則の一部改正)
- 13 群馬県公有財産事務取扱規則(昭和六十一年群馬県規則第九号)の一部を次のように改正する。  
第二条第二号イ中「室長及び所長」を削る。  
第六条第三号中「森林環境部長」を「環境森林部長」に改める。  
第七条第一項中「管財課長」を「財産有効活用課長」に改める。  
第十条の表注中「室長及び所長」を削る。  
第十一条第一項の表中「管財課長」を「財産有効活用課長」に改める。  
第五十九条中「会計課長」を「会計管理課長」に改める。  
第六十条第一項中「管財課長」を「財産有効活用課長」に改め、同条第三項第四号中「森林環境部長」を「環境森林部長」に改める。  
第六十一条第二項及び第六十五条の表中「管財課長」を「財産有効活用課長」に改める。  
別記様式第三十号中「~~環境部~~」を「~~環境部~~」に改める。  
(群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)
- 14 群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年群馬県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。  
別表中「森林環境事務所」を「環境森林事務所」に、「森林環境部環境局」を「環境森林部」に改める。  
(群馬県林地開発及び保安林の取扱に関する規則の一部改正)
- 15 群馬県林地開発及び保安林の取扱に関する規則(平成十二年群馬県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。  
第三十条第一項中「森林環境事務所長又は」を「環境森林事務所長又は」に、「森林環境事務所長等」を「環境森林事務所長等」に改め、同条第二項中「森林環境事務所長等」を「環境森林事務所長等」に改める。  
(群馬県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則の一部改正)
- 16 群馬県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則(平成十四年群馬県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。  
第二条中「森林環境事務所又は」を「環境森林事務所又は」に、「森林環境事務所等」を「環境森林事務所等」に改める。  
第四条第一項中「森林環境事務所等」を「環境森林事務所等」に改める。  
第五条第二項中「森林環境部環境局」を「環境森林部」に改める。

第六条第一項、第七条、第八条第一項、第九条、第十条第一項及び第十一一条中「森林環境事務所等」を「環境森林事務所等」に改める。  
 (群馬県知事の職務の代理に関する規則の一部改正)  
 17 群馬県知事の職務の代理に関する規則(平成十九年群馬県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。  
 第二条中「総務部長」を「戦略企画部長」に改める。  
 (群馬県行政不服審査会規則の一部改正)  
 18 群馬県行政不服審査会規則(平成二十八年群馬県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。  
 第四条中「学事法制課」を「総務課」に改める。

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十一号

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則

群馬県事務委任規則(昭和四十三年群馬県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。  
 第五条第二項中「課長等」を「課長」に改める。  
 別表第一中十八の項を二十一の項とし、十七の項の次に次のように加える。

十八	特別職嘱託員及び顧問の任免	地域機関等の長
十九	会計年度任用職員 of 任免	地域機関等の長
二十	会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する命令等	地域機関等の長

別表第二第一号の表十の表中「群馬県税条例(以下この部において「条例」という。)及び」を削り、同部一の項中「条例第百三十二条第一項及び第二項(条例第百五十条の三において準用する場合を含む。）」並びに」を削り、「及び第二項(規則)」を「(規則)」に改め、「及び当該指定内容の変更」を削り、同部三の項中「条例第百三十二条第二項(条例百五十条の三において準用する場合を含む。）」並びに」を削り、別表第二第一号の二を削り、別表第二第二号中「生活文化スポーツ部」を「地域創生部」に改め、同号の表一の部及び二の部を削り、同表に次のように加える。

一	群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例(昭和四十九年群馬)	一	第四条の規定による入館の拒否(重要又は異例な場合を除く。)	近代美術館長及び館長
二	第五条第二項の規定による観覧料の納付	二	第五条第二項の規定による観覧料の納付	近代美術館長

県条例第十五号

日の指定	及び館長
三 第六条第一項の規定による特別観覧の承認	近代美術館長及び館長
四 第七条の規定により施設等を使用させること。	近代美術館長及び館長
五 第八条の規定による施設等の使用の承認	近代美術館長及び館長
六 第十条の規定による施設等の使用の制限若しくは停止又は承認の取消し	近代美術館長及び館長
七 第十四条の規定による観覧料等の全部又は一部の免除	近代美術館長及び館長
一 第三条第二項の規定による美術館の休館日の変更又は臨時の休館日の設定	近代美術館長及び館長
二 第四条第二項の規定による美術館の開館時間及び入館時間の変更	近代美術館長及び館長
三 第五条第一項の規定による観覧券の交付	近代美術館長及び館長
四 第五条第二項の規定による観覧料の納付を証する書面の認定	近代美術館長及び館長
五 第六条第一項及び第二項の規定による特別観覧の承認	近代美術館長及び館長
六 第七条の規定による施設等の使用の承認	近代美術館長及び館長
七 第九条第二項及び第三項の規定による観	近代美術館長

五 群馬県立自然史博物館の設置及び管理に関する条例(平成八年群馬県条例第八号)	四 群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則(令和二年群馬県規則第三十七号)	三 群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例(昭和五十四年群馬県条例第十五号)	一 第四条の規定による入館の拒否(重要又は異例な場合を除く。)	二 第五条第二項の規定による観覧料の納付日の指定	三 第六条第一項の規定による特別観覧の承認	四 第八条の規定による観覧料等の全部又は一部の免除	一 第三条第二項の規定による博物館の休館日の変更又は臨時の休館日の設定	二 第四条第二項の規定による博物館の開館時間及び入館時間の変更	三 第五条第一項の規定による観覧券の交付	四 第五条第二項の規定による観覧料の納付を証する書面の認定	五 第六条第一項及び第二項の規定による特別観覧の承認	六 第七条第二項及び第三項の規定による観覧料等の免除の承認	一 第四条の二第二項の規定による博物館の休館日の変更又は臨時の休館日の設定	二 第四条の三第二項の規定による博物館の開館時間及び入室時間の変更	三 第五条の規定による入館の拒否(重要又は異例な場合を除く。)	四 第六条第二項の規定による観覧料の納付日の指定	五 第七条第一項の規定による特別観覧の承認	六 第八条第一項の規定により施設を使用させること			
			歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館	
			及び館林美術館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館	自然史博物館
			歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館	自然史博物館
			歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館	自然史博物館
			歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	歴史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館	自然史博物館

八 群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則(令和二年)	七 群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例(平成八年群馬県条例第九号)	六 群馬県立自然史博物館の管理及び運営に関する規則(令和二年群馬県規則第三十八号)	一 第二条第一項の規定による観覧券の交付	二 第二条第二項の規定による観覧料の納付を証する書面の認定	三 第三条第一項及び第二項の規定による特別観覧の承認	四 第六条第二項及び第三項の規定による観覧料等の免除の承認	一 第五条の規定による入館の拒否(重要又は異例な場合を除く。)	二 第六条第二項の規定による観覧料の納付日の指定	三 第七条第一項の規定による文学資料の撮影等の承認	四 第八条の規定による施設等の使用の承認	五 第十条の規定による施設等の使用の制限若しくは停止又は承認の取消し	六 第十四条の規定による観覧料等の全部又は一部の免除	一 第二条第一項の規定による観覧券の交付	二 第二条第二項の規定による観覧料の納付を証する書面の認定	九 第十条の規定による観覧料等の全部又は一部の免除	八 第八条第三項において準用する第十三条の規定による施設の使用の制限若しくは停止又は承認の取消し	七 第八条第三項において準用する第十一条の規定による使用の承認	せること			
			自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館	自然史博物館	
			自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館	自然史博物館	自然史博物館
			自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館	自然史博物館	自然史博物館
			自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館	自然史博物館	自然史博物館
			自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館長	自然史博物館	自然史博物館	自然史博物館

<p>別表第二第三号中「子ども未来部」を「生活(子ども部)」に改め、同号の表三の部を同表五の部とし、同表二の部を同表四の部とし、同表一の部を同表三の部とし、同部の前に次のように加える。</p>	<p>一 ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成二十一年群馬県条例第二十</p>	<p>二 第六条の規定による有料施設の使用の制限若しくは停止又はその承認の取消し</p>	<p>ぐんま男女共同参画センター   所長</p>	<p>三 第三条の規定による文学資料の撮影等の承認</p>	<p>四 第五条第一項及び第二項並びに第六条の規定による施設等の使用及び変更又は取消しの承認</p>	<p>五 第八条の規定による観覧料等の返還</p>	<p>六 第九条第二項及び第三項の規定による観覧料等の免除の承認</p>	<p>七 第十条第二項の規定による文学館の休館日の変更又は臨時の休館日の設定</p>	<p>八 第十一条第二項の規定による文学館の開館時間及び入室時間の変更</p>	<p>九 群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例(令和元年群馬県条例第二十一号)</p>	<p>十 群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例施行規則(令和元年群馬県規則第三十四号)</p>
				<p>土屋文明記念文学館長</p>	<p>土屋文明記念文学館長</p>	<p>土屋文明記念文学館長</p>	<p>土屋文明記念文学館長</p>	<p>土屋文明記念文学館長</p>	<p>土屋文明記念文学館長</p>	<p>世界遺産センター所長</p>	<p>世界遺産センター所長</p>

<p>別表第二第四号の表二十二の部六の項中「第三十二条第一項」を「第六十六条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同項を同部八の項とし、同部五の項中「第二十七条第一項(第三十二条第三項)」を「第六十一条第一項(第六十六条第三項)」に、「第二十九条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同項を同部七の項とし、同部四の項の次に次のように加える。</p>	<p>二 ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成二十一年群馬県規則第二十二号)</p>	<p>五 第三十一条の規定による特定施設等の管理権原者等に対する受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言</p>	<p>保健所長</p>	<p>四号)</p>	<p>三 第八条第二項ただし書の規定による使用料の納付の特例の承認</p>	<p>四 第八条第三項ただし書の規定による使用料の返還の承認</p>	<p>五 第九条の規定による使用料の全部又は一部の免除</p>	<p>一 第二条第一項及び第二項の規定によるぐんま男女共同参画センター使用承認申請書の受付</p>	<p>二 第二条第三項の規定によるぐんま男女共同参画センター使用変更・取消承認申請書の受付</p>	<p>三 第三条の規定によるぐんま男女共同参画センター使用料返還申請書の受付</p>	<p>四 第四条第二項の規定によるぐんま男女共同参画センター使用料減免申請書の受付</p>	<p>五 第五条第二項の規定によるセンターの休館日の変更又は臨時の休館日の設定</p>	<p>六 第六条第二項の規定によるセンターの開館時間の変更</p>
				<p>  所長</p>	<p>ぐんま男女共同参画センター   所長</p>	<p>ぐんま男女共同参画センター   所長</p>	<p>ぐんま男女共同参画センター   所長</p>	<p>ぐんま男女共同参画センター   所長</p>	<p>ぐんま男女共同参画センター   所長</p>	<p>ぐんま男女共同参画センター   所長</p>	<p>ぐんま男女共同参画センター   所長</p>	<p>ぐんま男女共同参画センター   所長</p>	<p>ぐんま男女共同参画センター   所長</p>



所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部を同表十四の部とし、同表二十九の部中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部を同表十五の部とし、同表三十の部中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部を同表十六の部とし、同表三十一の部中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部を同表十七の部とし、同表三十二の部中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部を同表十八の部とし、同表三十三の部一の項から三の項までの規定中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部八の項中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同項を同部十の項とし、同部七の項中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同項を同部九の項とし、同部六の項中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同項を同部七の項とし、同項の次に次のように加える。

八 第十二条の五第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による協議  
環境森林事務所長及び環境事務所長

別表第二第五号の表三十三の部五の項中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同項を同部六の項とし、同部四の項中「第十一条の二」を「第十一条の三」に、「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同項を同部五の項とし、同部三の項の次に次のように加える。

四 第十一条の二第二項の規定による浄化槽の使用の休止の届出の受付及び同条第二項の規定による浄化槽の使用の再開の届出の受付  
環境森林事務所長及び環境事務所長

別表第二第五号の表三十三の部に次のように加える。

十一 附則第十一条第一項の規定による特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対する必要な助言又は指導、同条第二項の規定による助言又は指導を受けた者に対する勧告及び同条第三項の規定による勧告を受けた者に対する措置命令  
環境森林事務所長及び環境事務所長

別表第二第五号の表三十三の部を十九の部とし、同表三十四の部中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部を同表二十の部とし、同表三十五の部中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部を同表二十一の部とし、同表三十六の部中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部を同表二十二の部とし、同表三十七の部一の項から五の項までの規定中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部六の項中「措置命令」を「改善命令」に、「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部七の項から九の項までの

規定中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部十の項中「措置命令」を「改善命令」に、「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部十一の項から二十一の項までの規定中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部を同表二十三の部とし、同部二十八の部中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部を同表二十四の部とし、同表三十九の部中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部を同表二十五の部とし、同表四十の部中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部を同表二十六の部とし、同表四十一の部中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部を同表二十七の部とし、同表四十二の部中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部を同表二十八の部とし、同表四十三の部中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部を同表二十九の部とし、同表四十四の部一の項中「地すべり等防止法」の下に「(昭和三十三年法律第三十号)」を加え、同項ハ中「森林法」の下に「(昭和二十六年法律第二百四十九号)」を加え、同項中「森林環境事務所長」を「西部環境森林事務所長」に改め、同部二の項から五の項までの規定中「西部環境事務所長」を「西部環境森林事務所長」に改め、同部を同表三十の部とし、同表四十五の部中「利根沼田森林環境事務所長」を「利根沼田環境森林事務所長」に改め、同部を同表三十一の部とし、同部の次に次のように加える。

三十二 森林法	一 第十条の二第二項の規定による開発行為(十ヘクタール未満のものに限る。)の許可及び平成十六年三月三十一日現在で知事行為の変更許可 環境森林事務所長及び森林事務所長
	二 第十条の二第二項の規定による環境森林事務所長又は森林事務所長が許可し、又は変更許可した開発行為の変更許可 環境森林事務所長及び森林事務所長
	三 第十条の三の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべきことの命令 環境森林事務所長及び森林事務所長
	四 第十九条第一項の規定による第十一条第三項の対象とする森林の所在地が二以上の市町村にわたるものに限る。以下この部において同じ。)の認定 環境森林事務所長及び森林事務所長
	五 第十九条第一項の規定による第十一条第六項の規定による森林経営計画の火入れに関する事項の森林管理署長への協議 環境森林事務所長及び森林事務所長
	六 第十九条第一項の規定による第十二条第三項において準用する第十一条第五項の規定による森林経営計画の変更の認定 環境森林事務所長及び森林事務所長

七 第十九条第一項の規定による第十三条の通知	八 第十九条第一項の規定による第十五条の規定による森林経営計画に係る森林の伐採等の届出の受理	九 第十九条第一項の規定による第十六条の規定による森林経営計画の認定の取消し	十 第十九条第一項の規定による第十七条第二項の規定による包括承継の届出の受理	十一 第十九条第三項の規定による森林経営計画の認定等についての関係市町村長の意見の聴取	十二 第十九条第四項の規定による森林経営計画の認定等についての関係市町村長への通知	十三 第三十四条第一項及び第二項(第四十条において準用する場合を含む。)の規定による保安林及び保安施設地区内の立木、立竹等の伐採等の許可	十四 第三十四条第八項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による許可に係る伐採の届出の受付	十五 第三十四条第九項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による保安林における緊急伐採等の届出の受付	十六 第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による択伐及び間伐の届出の受付	十七 第三十四条の二第二項(第三十四条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出者に対する計画の変更命令
環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林

三十三 森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)	三十四 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)	一 第六十条第一項第五号から第九号までの規定による保安林内における立木の伐採の届出の受付	二 第六十条第一項第十号及び第六十三条第一項第五号の規定による国有林を管理する国の機関の国有保安林及び保安施設地区内の立木、立竹等の伐採等に係る協議	三 第六十三条第一項第三号及び第四号の規定による保安林内における下草、落葉又は落枝の採取の届出の受付	一 第六条第二項の規定による普通母樹等の所有者等に対する指示	二 第七条第三項の規定による普通母樹等の所有者等からの樹木伐採の届出の受付	三 第十三条第三項の規定による生産事業者の変更及び生産事業の廃止の届出の受付	四 第十七条第一項及び第二項の規定による配布事業の開始、変更又は廃止の届出の受付
環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林

<p>三十八 森林組 合法(昭和五 十三年法律第 三十六号)</p>	<p>三十七 群馬県 水源地域保全 条例(平成二 十四年群馬県 条例第六十四 号)</p>	<p>三十六 森林病 害虫等防除法 (昭和二十五 年法律第五十 三号)</p>	<p>三十五 群馬県 林業種苗法 施行細則(昭和 四十九年群馬 県規則第六十 三号)</p>	<p>八 第二十九条第一項の規定による生産事業 者若しくは配布事業者に対する処置命令又 は種苗の配布の制限若しくは禁止</p>	<p>七 第二十八条第一項の規定による職員によ る指定採取源生産事業者の事業所、配布事 業者の事業所等への立入検査の実施</p>	<p>六 第二十七条の規定による指定採取源の所 有者等又は生産事業者若しくは配布事業者 からの報告の徴収</p>	<p>五 第十九条の規定による生産事業者又は配 布事業者に対する是正すべきことの命令</p>	
<p>一 第二十五条第一項の規定による森林組合 の事業により利益を受ける者の費用負担の 認可</p>	<p>三 第十四条第一項の規定による水源地域内 の森林の所有者等に対する書類の閲覧、資 料の提供又は報告の要求及び同条第二項 の規定による職員による水源地域内の森林 への立入調査又は関係者への質問の実施</p>	<p>二 第十三条第一項の規定による市町村長へ の通知及び同条第二項の規定による市町村 長の意見の聴取</p>	<p>一 第十二条第一項の規定による所有権等の 移転等の事前届出及び同条第三項の規定に よる変更の届出の受付</p>	<p>第六条第一項の規定による森林害虫防除員に よる立入検査又は検査のための枝条等の除去</p>	<p>第十条第二項の規定による確認苗木の承認</p>	<p>第十條第二項の規定による確認苗木の承認</p>	<p>第十條第二項の規定による確認苗木の承認</p>	<p>第十條第二項の規定による確認苗木の承認</p>
<p>環境森林事務 所長及び森林 事務所長</p>	<p>環境森林事務 所長及び森林 事務所長</p>	<p>環境森林事務 所長及び森林 事務所長</p>	<p>環境森林事務 所長及び森林 事務所長</p>	<p>環境森林事務 所長及び森林 事務所長</p>	<p>環境森林事務 所長及び森林 事務所長</p>	<p>環境森林事務 所長及び森林 事務所長</p>	<p>環境森林事務 所長及び森林 事務所長</p>	<p>環境森林事務 所長及び森林 事務所長</p>

<p>四十 群馬県地 すべり等防止 法施行細則 (昭和四十四 年群馬県規則 第五十五号) (環境森林部 の所管に係る ものに限る。)</p>	<p>三十九 地すべ り等防止法 (環境森林部 の所管に係る ものに限る。)</p>	<p>一 第八条の規定による地すべり防止区域の 標識の設置</p>	<p>二 第十六条第一項の規定による地すべり防 止区域に関する調査、測量又は工事のため の他人の土地への立入り及び一時使用</p>	<p>三 第十八条第一項の規定による地すべり防 止区域内における地下水の誘致等の行為の 許可</p>	<p>四 第二十条第二項の規定による地すべり防 止区域内における国又は地方公共団体の行 為についての協議の受付</p>	<p>五 第二十一条第一項及び第二項の規定によ る法令違反等に該当する者に対する許可の 取消し等</p>	<p>六 第二十二条第一項の規定による地すべり 防止施設の管理者からの報告若しくは資料 の徴収又は職員による当該施設への立入検 査</p>	<p>七 第二十三条第一項及び第二項の規定によ る知事以外の者の管理する地すべり防止施 設の改良、補修その他必要な措置の命令</p>
<p>三 第七条の規定による行為の着手、終了等 の届出の受付</p>	<p>二 第六条の規定による許可した地すべり防 止区域内における行為の変更の許可</p>	<p>一 第五条第一項の規定による地すべり防止 区域内における制限行為の許可の更新</p>	<p>三 第一百十一条第四項の規定による出資組合 (別に指定するものに限る。)の業務又は 会計状況の常例検査の実施</p>	<p>三 第一百十一条第一項、第二項及び第四項の 規定による生産森林組合の業務又は会計状 況の検査の実施</p>	<p>一 第八條の規定による地すべり防止区域の 標識の設置</p>	<p>二 第十六條第一項の規定による地すべり防 止区域に関する調査、測量又は工事のため の他人の土地への立入り及び一時使用</p>	<p>三 第十八條第一項の規定による地すべり防 止区域内における地下水の誘致等の行為の 許可</p>	<p>四 第二十条第二項の規定による地すべり防 止区域内における国又は地方公共団体の行 為についての協議の受付</p>
<p>環境森林事務 所長及び森林 事務所長</p>	<p>環境森林事務 所長及び森林 事務所長</p>	<p>環境森林事務 所長及び森林 事務所長</p>	<p>環境森林事務 所長及び森林 事務所長</p>	<p>環境森林事務 所長及び森林 事務所長</p>	<p>環境森林事務 所長及び森林 事務所長</p>	<p>環境森林事務 所長及び森林 事務所長</p>	<p>環境森林事務 所長及び森林 事務所長</p>	<p>環境森林事務 所長及び森林 事務所長</p>



四十一 群馬県 林地開発及び保安林の取扱に關する規則(平成十二年群馬県規則第二十九号)										
四 第九条の規定による許可を受けた者の住所等の変更の届出の受付	五 第十条第二項の規定による許可を受けた者の地位の承継の届出の受付	六 第十一条の規定による地すべり防止区域内における制限行為の許可の取消し	七 第十二条の規定による許可を受けた者の死亡又は解散の届出の受付	一 第二条第一項の規定による開発行為の(着手・完了・廃止・工事施工者の変更)届出書の受付、同条第二項の規定による開発行為の(休止・再開)届出書の受付及び同条第三項の規定による開発行為期間延長届出書の受付	二 第四条の規定による開発行為施行状況報告書の受付	三 第五条第一項の規定による施行状況の確認及び同条第二項の規定による施行状況の確認結果の通知	四 第六条の規定による林地開発計画変更届出書の受付	五 第七条の規定による地位承継届出書の受付	六 第八条の規定による氏名等変更届出書の受付	七 第九条第一項の規定による災害発生届出行為の再開の指示
環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林

四十二 群馬県 立森林公園の設置及び管理に關する条例(平成十年群馬県条例第十六号)											
八 第十条第一項の規定による開発行為の完了の確認及び同条第二項の規定による当該	九 第十一条の規定による申請書の取下書の受付	十 第十二条の規定による開発行為の許可の取消し	一 第三条第一項の規定による公園内における行為の許可及びその変更の許可	二 第四条の規定による公園内における行為の許可	三 第五条第一項の規定による公園の利用の拒否及び同条第二項の規定による区域を定めての公園の利用の禁止又は制限	四 第六条第一項の規定による公園の利用の承認	五 第九条の規定による許可若しくは承認の取消し等又は行為の中止等の命令	六 第十条第二項の規定による使用料の前納の例外的認定	七 第十二条の規定による使用料の全部又は一部の免除	一 第八条第三項の規定による供用時間の変更又は臨時に使用に供しない日の決定	二 第十一条の規定による施設等の損傷の届出に対する指示
環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林	環境森林事務所 所長及び森林

四十四 群馬県 行分収造林に 関する条例 (昭和三十四 年群馬県条例 第二十四号)	一 第四条の規定による境界の確定	二 第十四条の規定による県有林及び県行分 収造林の土地の貸付け又は使用の認定	三 第十八条の規定による木竹の売却	四 第十九条の規定による県行分収造林地の 産物の無償採取の承認	一 第九条第二項(第十二条第二項において 分収造林の収益の分収方法の決定	二 第十九条の規定による県有林又は県行分 収造林の施設の貸付け	三 第二十三条第一項の規定による土地又は 施設の継続貸付け	四 第二十七条第一項の規定による県有林土 地等返還の際の検査及び同項ただし書の規 定による原状回復不要の承認	五 第四十二条の規定による産物の随意契約 による売払い	六 第四十四条第一項の規定による産物買受 代金の納付期限の延長の承認	七 第四十七条第一項の規定による買受産物 の搬出期限の延長の承認及び同条第四項た だし書の規定による搬出期限延長料を納付 する必要がない期間の認定	八 第五十条の規定による記号又は印章の使 用の届出の受付
	環境森林事務 所長及び森林 事務所長	環境森林事務 所長及び森林 事務所長	環境森林事務 所長及び森林 事務所長	環境森林事務 所長及び森林 事務所長	環境森林事務 所長及び森林 事務所長	環境森林事務 所長及び森林 事務所長	環境森林事務 所長及び森林 事務所長	環境森林事務 所長及び森林 事務所長	環境森林事務 所長及び森林 事務所長	環境森林事務 所長及び森林 事務所長	環境森林事務 所長及び森林 事務所長	環境森林事務 所長及び森林 事務所長

	九 第五十一条第一項の規定による産物搬出 跡地検査の実施及び同項ただし書の規定に よる検査不要の承認	環境森林事務 所長及び森林 事務所長
別表第二第五号の表四十七の部中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に 改め、別表第二第六号の表三の部一の項中「、第二十号の二第一項及び第二項」を削 り、同部三の項中「第二十号の二第三項の規定による説明書類又は連結説明書類の縦 覧」を「第二十号の二の規定による説明書類の縦覧開始」に改め、同表二十三の部中 十一の項を十二の項とし、三の項から十の項までを四の項から十一の項までとし、二 の項の次に次のように加える。	三 第二十九条の二第四項(第八十四条にお いて準用する場合を含む。)の規定による 土地改良区等(地区面積二百五十ヘクタ ール未満のものに限る。)から提出される決 算関係書類の受付	農業事務所長
別表第二第六号の表二十七の部二の項中「同条第三項」の下に「又は第四項」を加 え、別表第二第八号の表二十五の部及び二十六の部中「森林環境部」を「環境森林 部」に改め、同表四十の部中四十三の項を四十四の項とし、四十の項から四十二の項 までを四十一の項から四十三の項までとし、同部三十九の項中「よる」の下に「二以 上の工事の」を加え、同項を同部四十の項とし、同部三十八の項中「同条第三項」の 下に「(第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第 四項」を「第八十六条の八第四項(第八十七条の二第二項において準用する場合を含 む。)」に、「同条第五項」を「第八十六条の八第五項(第八十七条の二第二項にお いて準用する場合を含む。)」に、「同条第六項」を「第八十六条の八第六項(第八 十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同部三十九の項 とし、同部中三十七の項を三十八の項とし、十九の項から三十六の項までを二十の項 から三十七の項までとし、十八の項の次に次のように加える。	十九 第四十八条第一項から第十四項までの 規定による用途地域内等の建築の許可(同 条第十六項第一号又は第二号に該当する場 合の許可に限る。)	前橋等土木事 務所長
別表第四中「森林環境事務所長、森林事務所長、環境事務所長」を「環境森林事務 所長、環境事務所長、森林事務所長」に改める。 別表第五部長の項第二号中「課長等」を「課長」に改め、「、室長(部又は組織規 則第八条第三項に規定する局に置く室の室長に限る。)」及び「所長」を削り、同項第三 号中「課長等」を「課長」に改め、同表副部長、組織規則第八条第三項に規定する局		

の長、会計局長及び参事の項及び知事部局の課長等の項中「課長等」を「課長」に改める。

別表第九注中「森林環境部環境局」を「環境森林部」に、「森林環境事務所」を「環境森林事務所」に改める。

別表第十の項中「会計課の」を「会計管理課の次長である」に改め、同表二の項から四の項までの規定中「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に改め、同表五の項中「県民センター」を「県民活動支援・広聴課」に、「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に改め、同表六の項から十二の項までの規定中「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に改め、同表十三の項中「児童福祉課」を「児童福祉・青少年課」に、「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に改め、同表十四の項中「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に改め、同表十五の項中「県民生活課」を「県民活動支援・広聴課」に、「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に改め、同表十六の項中「管財課」を「財産有効活用課」に、「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に改め、同表十七の項中「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に改め、同表十八の項中「会計課」を「会計管理課」に、「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に改め、同表十九の項から二十三の項までの規定中「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に改め、同表五十二の項を五十四の項とし、二十九の項から五十一の項までを三十一の項から五十三の項までとし、同表二十八の項中「又は室」を削り、同項を同表三十の項とし、同表二十七の項中「(職員)の下に(会計年度任用職員を除く。)」を加え、「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改め、同項を同表二十九の項とし、同表二十六の項中「旅費」の下に「(会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償を除く。)」を加え、「(二十五の項)」を「(三十の項)」に改め、「(室(部に置く室に限る。))」を十五の項において「室」という。及びセンター(部に置くセンターに限る。))を削り、「並びに警察本部」を「及び警察本部」に、「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改め、同項を同表二十八の項とし、同表二十五の項中「職員の」を「職員(会計年度任用職員を除く。)」の「に」、「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改め、同項を同表二十七の項とし、同表二十四の項中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改め、同項を同表二十六の項とし、同表二十三の項の次に次のように加える。

二十四 群馬県畜伝染病予防法関係手数料条例第三条第一項に規定する手数料の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務	会計局会計管理課の審査室長である出納員
二十五 スポーツ振興センターに係る出納整理期間中の支出負担行為の確認に関する事務	会計局会計管理課の審査室長である出納員

別表第十一の三の項を削り、同表二の項中「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に改め、同項を同表三の項とし、同表一の項中「管財課」を「財産有効活用課」に、「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に、「管財課の」を

「財産有効活用課の」に改め、同項を同表二の項とし、同項の前に次のように加える。  
一 ぐんまふるさと納税に係る寄付金の収納  
会計局会計管理課の審査室長である出納員  
戦略企画課の分任出納員

別表第十一の六の項中「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に、「地域政策課」を「地域創生課」に改め、同表七の項及び八の項を次のように改める。

七 県民活動支援・広聴課に属する歳入金に係る現金の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納員	県民活動支援・広聴課の分任出納員
八 県民活動支援・広聴課における歳計外現金(災害義援金の募金に係るものに限る。)の収納及び保管	会計局会計管理課の審査室長である出納員	県民活動支援・広聴課の分任出納員

別表第十一の九の項中「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に改め、同表十の項及び十一の項中「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に、「児童福祉課」を「児童福祉・青少年課」に改め、同表十三の項中「児童福祉課」を「児童福祉・青少年課」に改め、同表十五の項及び十六の項を削り、同表十七の項中「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に改め、同項を同表十五の項とし、同表十八の項中「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に改め、同項を同表十六の項とし、同表十九の項中「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に改め、同項を同表十七の項とし、同項の次に次のように加える。

十八 林業・木材産業改善資金貸付金(平成十五年六月以前の林業改善資金貸付金を含む。)又は林業後継者特別対策資金貸付金の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納員	林業振興課の分任出納員
十九 ぐんま緑の県民基金に係る寄附金の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納員	森林保全課の分任出納員

別表第十一中三十一の項を三十二の項とし、三十の項を三十一の項とし、二十九の項を三十の項とし、同表二十八の項中「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に改め、同項を同表二十九の項とし、同表二十七の項中「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に改め、同項を同表二十八の項とし、同表二十六の項中「会計課」を「会計管理課」に、「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に、

「会計課の」を「会計管理課の」に改め、同項を同表二十七の項とし、同表中二十五の項を二十六の項とし、二十四の項を二十五の項とし、同表二十三の項中「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に改め、同項を同表二十四の項とし、同表二十二の項中「審査課の」を「会計管理課の審査室長である」に、「商政課」を「経営支援課」に改め、同項を同表二十三の項とし、同表中二十一の項を二十二の項とし、二十の項を二十一の項とし、同項の前に次のように加える。

二十 群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例第三条第一項に規定する手数料の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納員	畜産課の分任出納員
---	---------------------	-----------

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第二第四号の表八十九の部の改正規定(同部を同表九十の部とする改正規定を除く。)は、同年六月一日から施行する。

訓令

群馬県訓令甲第六号

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和二年三月三十一日

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令

群馬県事務専決規程(昭和四十三年群馬県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「環境局長、コンベンション推進局長及び観光局長」を「森林局長及び戦略セーラズ局長」に改め、同条第五号中「、室長(部に置く室の室長に限る。)&及び所長」を削り、同条第六号中「(課に置く室の室長に限る。)」を削る。

第四条第一項中「危機管理室」を「危機管理課」に改める。

- 別表第二課長専決事項の欄に次の三号を加える。
- 五十五 特別職嘱託員及び顧問の任免を行うこと。
- 五十六 会計年度任用職員の任免を行うこと。
- 五十七 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する命令等を行うこと。
- 別表第二主管課長専決事項の欄第六号を削る。
- 別表第三第一号の表総務部(危機管理監に係るものを除く。)の部総務課の項中第

群馬県知事 山本 一太

県庁  
地域機関  
専門機関

一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。  
一 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)に基づく次の事務(他の法律に特別の定めがあるもの並びに情報公開及び個人情報保護に係るものを除く。)  
(一) 第二十五条第二項又は第三項(第六十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、執行停止をすること。  
(二) 第二十六条(第六十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、執行停止の取消しをすること。  
別表第三第一号の表総務部(危機管理監に係るものを除く。)の部管財課の項中「管財課」を「財産有効活用課」に改め、同部学事法制課の項を削り、同表総務部(危機管理監に係るものに限る。)の部危機管理室の項中「危機管理室」を「危機管理課」に改め、同表企画部の部中「企画部」を「地域創生部」に、「地域政策課」を「地域創生課」に改め、同部に次のように加える。

文化振興課

- 一 群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例(昭和四十九年群馬県条例第十五号)に基づく次の事務  
(一) 第四条の規定により、入館を拒否すること(重要又は異なる場合に限る。)  
(二) 別表第一に規定する特別の企画による展示の観覧料の額を決定すること。
- 二 群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則(令和二年群馬県規則第三十六号)に基づく次の事務  
(一) 第八条第一項の規定により、食堂の使用料の額を決定すること。  
(二) 第八条第三項の規定により、使用料を免除する場合等を定めること。  
(三) 第九条第一項第四号の規定により、観覧料及び特別観覧料の免除の額を決定すること。
- 三 群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例(昭和五十四年群馬県条例第十五号)に基づく次の事務  
(一) 第四条の規定により、入館を拒否すること(重要又は異なる場合に限る。)  
(二) 別表に規定する特別の企画による展示の観覧料の額を決定すること。
- 四 群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則(令和二年群馬県規則第三十七号)に基づく次の事務  
(一) 第七条第一項第五号の規定により、観覧料及び特別観覧料の免除の額を決定すること。  
(二) 第九条の規定により、必要な事項を承認すること。
- 五 群馬県立自然史博物館の設置及び管理に関する条例(平成八年群馬県条例第八号)に基づく次の事務  
(一) 第五条の規定により、入館を拒否すること(重要又は異なる場合に限る。)  
(二) 別表第一に規定する特別の企画による展示の観覧料の額を決定すること。
- 六 群馬県立自然史博物館の管理及び運営に関する規則(令和

<p>文化財保護課</p> <p>八 群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則(令和二年群馬県規則第三十九号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第五条第三項の規定により、喫茶室及び物品販売所の使用の承認について定めること。</p> <p>(二) 第七条第一項の規定により、喫茶室及び物品販売所の使用料の額を決定すること。</p> <p>(三) 第九条第一項第四号の規定により、観覧料及び撮影料並びに使用料の免除の額を決定すること。</p> <p>(四) 第十六条の規定により、必要な事項を承認すること。</p> <p>九 群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例(令和元年群馬県条例第二十一号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第三条の規定により、センターの利用の制限又は中止をすること(重要又は異例な場合に限る)。</p> <p>十 群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例施行規則(令和元年群馬県規則第三十四号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第五条の規定により、必要な事項を定めること。</p>	<p>文化財保護課</p> <p>一 群馬県文化財保護条例(昭和五十一年群馬県条例第三十九号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第十六条第一項(第四十二条において準用する場合を含む。)の規定により、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、管理に関し必要な措置を勧告すること。</p> <p>(二) 第十六条第二項(第四十二条において準用する場合を含む。)の規定により、所有者又は管理団体に対し、修理について必要な勧告をすること。</p> <p>(三) 第十九条第一項又は第二項の規定により、県指定重要文化財の所有者に対し、出品又は公開を勧告すること。</p> <p>(四) 第十九条第六項の規定により、指示又は指揮監督をすること。</p> <p>(五) 第二十七条第一項の規定により、県指定重要無形文化財の公開又は県指定重要無形文化財の記録の公開を勧告すること。</p> <p>(六) 第二十八条の規定により、保存のため必要な助言又は勧告をすること。</p> <p>(七) 第三十五条第一項の規定により、所有者に対し、記録の</p>
--	--

<p>公開を勧告すること。</p> <p>(八) 第三十六条の規定により、保存のため必要な助言又は勧告をすること。</p> <p>二 群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則(令和二年群馬県規則第四十七号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第十四条の規定により、必要な事項を承認すること。</p>	<p>別表第三第一号の表生活文化スポーツ部の部中「生活文化スポーツ部」を「生活こども部」に改め、同部県民生活課の項中「県民生活課」を「生活こども課」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同部県民センターの項中「県民センター」を「県民活動支援・広聴課」に改め、同項に次の三号を加える。</p> <p>二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく次の事務</p> <p>(一) 第五条(第十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定により、公益認定をすること。</p> <p>(二) 第二十五条第一項の規定により、合併による地位の承継を認可すること。</p> <p>(三) 第二十八条第一項の規定により、公益法人に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。</p> <p>(四) 第二十八条第三項の規定により、同条第一項の勧告に係る措置をとらなかつた公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(五) 第二十九条第一項の規定により、公益認定を取り消すこと。</p> <p>三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づく次の事務</p> <p>(一) 第四十四条の規定により、公益社団法人又は公益財団法人への移行を認定すること。</p> <p>(二) 第四十五条の規定により、通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行を認可すること。</p> <p>(三) 第二百二十五条第一項の規定により、公益目的支出計画の変更を認可すること。</p> <p>(四) 第二百二十九条第二項の規定により、同条第一項の勧告に係る措置をとらなかつた移行法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(五) 第三百三十一条第一項の規定により、第四十五条の認可を取り消すこと。</p> <p>四 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第十三条第三項又は第四十三条第一項若しくは第二項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。</p> <p>別表第三第一号の表生活文化スポーツ部の部に次のように加える。</p> <p>私学・子育て支援課</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第四条第一項(第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、私立学校の設置廃止(高等学校の課程等の設置廃止を除く。)を認可すること。</p>
--	---

<p>(一) 第三百三十条第一項の規定により、私立の専修学校の設置廃止(課程の設置廃止を除く。)を認可すること。</p> <p>二 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第三十一条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、学校法人又は法人の寄附行為を認可すること。</p> <p>(二) 第五十条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、学校法人又は法人の解散を認可し、又は認定すること。</p> <p>(三) 第五十二条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、学校法人又は法人の合併を認可すること。</p> <p>三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第三条第一項及び第三項の規定による認定こども園の認定をすること。</p> <p>(二) 第七条第一項の規定により、認定こども園の認定を取り消すこと。</p> <p>(三) 第十七条第一項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等を認可すること。</p> <p>(四) 第二十二条第一項の規定により、幼保連携型認定こども園の認可を取り消すこと。</p>	<p>児童福祉・青少年課</p> <p>一 母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第二十条第七項において準用する児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十条第八項の規定により、指定養育医療機関の指定を取り消すこと。</p>
---	---

別表第三第一号の表(子ども未来部の部を削り、同表健康福祉部の部医務課の項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)に基づく次の事務

- (一) 第十六条の二第一項の規定により、臨床研修を行う病院(以下この号において「臨床研修病院」という。)を指定すること。
  - (二) 第十六条の二第四項の規定により、臨床研修病院の指定を取り消すこと。
  - (三) 第十六条の三第三項の規定により、県内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めること。
- 別表第三第一号の表(森林環境部の部中「森林環境部」を「環境森林部」に改め、林政課の項から緑化推進課の項までを削り、同部環境政策課の項中「環境政策課」を「気候変動対策課」に改め、同部に次のように加える。

林政課 一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)に基づく次の

- (一) 第五条第一項の規定により、地域森林計画を立てること。
  - (二) 第五条第五項の規定により、地域森林計画を変更すること。
  - (三) 第六条第三項、第十条の二第六項、第二十五条の二第三項、第二十六条の二第三項及び第六十八条第二項の規定により、群馬県森林審議会に諮問すること。
  - (四) 第六項第六項の規定により、地域森林計画についての意見の申立ての処理、その結果の通知又は当該計画の変更をすること。
  - (五) 第十条の十一第四項の規定により、調停案の受諾を勧告すること。
  - (六) 第五十条第一項の規定により、土地の使用権設定に関する協議を求め、認可すること。
  - (七) 第五十三条第二項の規定により、土地の使用権設定に関する裁定をすること。
- 二 群馬県水源地域保全条例(平成二十四年群馬県条例第六十四号)に基づく次の事務
- (一) 第十一条第一項の規定により、水源地域を指定すること。
  - (二) 第十一条第二項(同条第八項において準用する場合を含む。)(一)の規定により、関係市町村長の意見を聴取すること。
  - (三) 第十一条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)(一)の規定により、水源地域の指定案について異議がある旨の意見書を提出した者の意見を聴取すること。
  - (四) 第十一条第八項に規定する水源地域の指定の変更又は解除を行うこと。
  - (五) 第十五条第一項の規定により、閲覧を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は資料の提供若しくは報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者及び立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告すること。
  - (六) 第十五条第二項の規定により、届出をせず、又は虚偽の届出をした水源地域内土地所有者等に対し、必要な報告を求め、又は是正を勧告すること。
  - (七) 第十六条第一項の規定により、勧告を受けた者又は報告を求められた者が、当該勧告に従わず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたことを公表すること。
  - (八) 第十六条第二項の規定により、公表の対象となる者に対し、意見を述べる機会を与えること。
- 三 森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第七十一号)に基づく次の事務
- 四 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)に基づく次の

<p>森林保 全課</p>	<p>(一) 第十五条第一項の規定により、生産事業者に係る登録を取り消すこと。  (二) 第二十三条の規定により、配布の目的をもつてする劣悪な種穂が採取されるおそれのある樹木又はその集団からの採取を禁止すること。  (三) 第二十九条第一項の規定により、種苗の配布を制限し、又は禁止すること。  <b>五 群馬県農業災害対策特別措置条例(昭和四十六年群馬県条例第二十三号)に基づく次の事務</b>  (一) 第三条の規定により、災害の指定を行うこと。  <b>六 群馬県農業災害対策特別措置条例施行規則(昭和四十六年群馬県規則第二十六号)に基づく次の事務</b>  (一) 第二条第一項ただし書の規定により、補助の基準額を定めること。  <b>七 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)に基づく次の事務</b>  (一) 第五条第四項において準用する第四条第一項の規定により、駆除措置の全部又は一部を行うこと。  (二) 第七条の三第一項の規定により、県防除実施基準を定めること。  (三) 第七条の五第二項の規定により、群馬県森林審議会の意見を聴くこと。  <b>八 森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)に基づく次の事務</b>  (一) 第十八条第一項の規定により、確知所有者不同意森林の確知森林所有者に通知すること。  (二) 第十九条第一項及び第二十条第一項の規定により、確知所有者不同意森林の経営管理権に関する裁定を行い、その旨を当事者に通知すること。  (三) 第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定により、所有者不明森林の経営管理権に関する裁定を行い、その旨を市町村の長に通知し、公告すること。  (四) 第四十八条第一項の規定により、市町村の森林経営管理事務の代替執行について、市町村に協議すること。  (五) 第四十八条第三項の規定により、森林経営管理事務の代替執行に関する公告をすること。</p> <p><b>一 森林法に基づく次の事務</b>  (一) 第十条の二第二項の規定により、開発行為を許可すること(環境森林事務所長委任及び森林事務所長委任に係るものを除く。)  (二) 第十条の六第一項の規定により、市町村森林整備計画を変更すべき旨を通知すること。  (三) 第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を解除すること。  (四) 第二十七条第三項ただし書の規定により、保安林の指定申請を却下すること。  <b>二 群馬県国有林及び県行分収造林に関する条例(昭和三十四</b></p>
-------------------	---

<p>別表第三第一号の表農政課の項第一号(三)中「(信用事業又は共済事業を行うものに限る。)」を削り、同部ぐんまブランド推進課の項第一号を次のように改める。</p> <p><b>一 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)に基づく次の事務</b>  (一) 第十三条第五項の規定により、地方卸売市場の認定をすること。  (二) 第十四条において読み替えて準用する第六条第一項の規定により、地方卸売市場に係る変更の認定をすること。  (三) 第十四条において読み替えて準用する第十条の規定により、地方卸売市場の開設者に対し、業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な措置をとるべき旨を命ずること。  (四) 第十四条において読み替えて準用する第十一条第一項の規定により、地方卸売市場の認定を取り消すこと。  別表第三第一号の表農政課の部ぐんまブランド推進課の項第二号を削り、同表産業経済部の部産業政策課の項を削り、同部商政課の項中「商政課」を「経営支援課」に改め、第五号を第十一号とし、第四号の次に次の六号を加える。</p> <p><b>五 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)に基づく次の事務</b>  (信用組合に関する事務を除く。)  (一) 第二十七条の二第一項の規定により、中小企業等協同組合の設立を認可すること。</p>	<p>年群馬県条例第二十四号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第五条第一項の規定により、県行造林の契約を締結すること。  (二) 第五条第二項の規定により、県行造林の契約期間中に契約の目的を達したと認め、当該契約を解除すること。  (三) 第七条の規定により、県行造林地の土地の譲渡等の承認を行うこと。  (四) 第八条の規定により、分収造林木を処分すること。  (五) 第十条第一項の規定により、県有林及び県行造林の経営案を定めること。  (六) 第十二条第一項の規定により、県有林保護監視の一部を委託すること。  (七) 第十六条第一項の規定により、県行造林の地上権の全部又は一部を処分すること。  <b>三 群馬県国有林及び県行分収造林に関する条例施行規則(昭和四十一年群馬県規則第五十四号)に基づく次の事務</b>  (一) 第十二条第一項ただし書の規定により、収益の分収を適当でないことと認めること。  (二) 第十三条第三項の規定により、解約金の額を定めること。  (三) 第十五条の規定により、県行分収林の保育作業等の作業の一部を委託すること。  (四) 第十七条の規定により、県行分収林の土地所有者と協定を結ぶこと。</p>
--	--

- (一) 第六十二条第四項に規定する火災等共済組合等の解散の認可を行うこと。
  - (二) 第六十六条第一項の規定により、中小企業等協同組合の合併を認可すること。
  - (三) 第八十二条の二の規定により、中小企業団体中央会の設立を認可すること。
  - (四) 第六十六条第二項の規定により、中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会に対し、解散を命ずること。
- 六 中小企業団体の組織に関する法律施行令(昭和三十三年政令第四十五号)第一条第一項の規定により知事が行うこととされた中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)に基づく次の事務**
- (一) 第五条の七第二項の規定により、協業組合の事業の転換を認可すること。
  - (二) 第五条の十七第一項の規定により、協業組合の設立を認可すること。
  - (三) 第五条の二十三第四項において準用する中小企業等協同組合第六十六条第一項の規定により、協業組合の合併を認可すること。
  - (四) 第五条の二十三第六項において準用する中小企業等協同組合第六十六条第二項の規定により、協業組合の解散を命ずること。
  - (五) 第九十五条第四項の規定により、事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合の協業組合への組織変更を認可すること。
- 七 中小企業団体の組織に関する法律施行令第十一条第二項の規定により知事が行うこととされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく次の事務**
- (一) 第九条ただし書の規定により、特別の地域を地区とする商工組合の設立を承認すること。
  - (二) 第四十二条第一項の規定により、商工組合の設立を認可すること。
  - (三) 第四十七条第三項において準用する中小企業等協同組合第六十六条第一項の規定により、商工組合の合併を認可すること。
  - (四) 第六十九条第一項から第三項までの規定により、商工組合に対し、解散を命ずること。
  - (五) 第九十六条第五項の規定により、商工組合の事業協同組合への組織変更を認可すること。
  - (六) 第九十七条第二項において準用する第九十六条第五項の規定により、事業協同組合の商工組合への組織変更を認可すること。
- 八 商工会法第六十条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令(昭和三十三年政令第四百十九号)により知事が行うこととされた商工会法(昭和三十三年法律第八十九号)に基づく次の事務**
- (一) 第二十三条第一項及び第三項並びに第二十四条の規定により、商工会の設立を認可すること。
  - (二) 第五十一条第一項(第五十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、商工会に対して警告を発し、業務の一部の停止又は設立の認可の取消しをすること。
  - (三) 第五十一条第二項(第五十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、商工会に対して警告を発し、設立の認可の取消しをすること。
  - (四) 第五十一条第三項の規定により、商工会に対し、地区を変更し、又は解散す

- べき旨の勧告をすること。
  - (五) 第五十一条第四項の規定により、商工会に対し、設立の認可の取消しをすること。
  - (六) 第五十二条の二第二項並びに同条第五項において準用する第二十三条第三項及び第二十四条の規定により、合併後存続する商工会又は合併によつて成立する商工会に対し、合併を認可すること。
  - (七) 第五十五条の十五において準用する第二十三条第一項及び第二十四条の規定により、商工会連合会の設立を認可すること。
- 九 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四十一号)に基づく次の事務(二以上の市の地域を地区とする商店街振興組合及び商店街振興組合連合会に限る。)**
- (一) 第三十六条第一項の規定により、組合の設立を認可すること。
  - (二) 第三十六条第三項の規定により、組合の設立の認可及び不認可の通知をすること。
  - (三) 第七十三条第三項の規定により、組合(合併後二以上の市の地域に属する地域を地区とすることとなる商店街振興組合及び商店街振興組合連合会を含む。)の合併を認可すること。
  - (四) 第七十三条第四項において準用する第三十六条第三項の規定により、組合の合併の認可及び不認可の通知をすること。
  - (五) 第八十六条第一項及び第二項の規定により、組合に対し、解散を命ずること。
- 十 商工会議所法施行令(昭和二十八年政令第三百十五号)第七条の規定により知事が行うこととされた商工会議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)に基づく次の事務**
- (一) 第五十九条第一項の規定により、商工会議所に対して警告を発し、改善されないときに処分をすること(同項第二号に係るものを除く。)
  - (二) 第五十九条第四項の規定により、日本商工会議所の意見を聴くこと。
- 別表第三第一号の表産業経済部の部産業人材育成課の項中「産業人材育成課」を「労働政策課」に改め、同表県土整備部の部都市計画課の項第二号中(五)とし、同号(四)中「に付議し」を「の議を経て」に改め、同号(五)を同号(四)とし、同号(三)中「限る」を「限り、(三)の措置を講じた時点の都市計画の案から内容に変更のないものを除く。」に改め、同号(三)を同号(四)とし、同号(二)の次に次のように加える。
- (三) 第十六条第一項の規定により、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずること(重要なものに限る。)
- 別表第三第二号の表会計局の部会計課の項を次のように改める。

会計管理課	一 群馬県財務規則に基づく次の事務
	(一) 第七十条の規定により、一件一億五千万円未満の経費の支出負担行為の確認及び支出の決定を行うこと。
	(二) 第一百零二条第一項の規定により、繰替払の受払を処理すること。
	(三) 第七十条の二の規定により、入札の参加者の資格の公示等を行うこと。



二 群馬県流域下水道事業の会計の特例に関する規則(令和二年群馬県規則第四十九号)に基づく次の事務  
 (一) 第六十条の規定により、一件一億五千万円未満の経費の支出負担行為の確認及び支出の決定を行うこと。

別表第三第二号の表会計局の部審査課の項を削り、別表第三第三号の表総務部の部に次のように加える。

知事戦略部	戦略企画課	メディアプロモーション課	地域外交課
<p>一 データの分析、活用に関する次の事務</p> <p>(一) 県政世論調査を実施すること。</p>	<p>一 データの分析、活用に関する次の事務</p> <p>(一) 県政世論調査を実施すること。</p>	<p>一 メディアプロモーションに関する次の事務</p> <p>(一) 広報活動年間計画を決定すること。</p> <p>(二) ぐんまちゃん等コンテンツの利活用に関すること。</p> <p>(三) 広報刊行物の編集及び発行を行うこと。</p> <p>(四) 県政に係る動画等の制作及び配信を決定すること。</p> <p>(五) 外部広報媒体を利用して行う広報内容を決定すること。</p> <p>(六) 庁内放送の内容の適否を決定すること。</p>	<p>一 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第三条の規定による一般旅券の発給の申請を受け付けること。</p> <p>(二) 第八条第一項(第九条第三項、第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。)から第三項までの規定により、一般旅券を交付し、又は立証する書類の提示等を求めること。</p> <p>(三) 第九条第一項の規定による渡航先の追加の申請を受け付けること。</p> <p>(四) 第十二条第一項の規定による査証欄の増補の申請を受け付けること。</p> <p>(五) 第十七条第一項から第三項までの規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出を受け付け、又は立証する書類の提示等を求めること。</p> <p>(六) 第十九条第五項及び第六項の規定により、効力を失った一般旅券の返納を受け付け、及び消印をして還付すること。</p>

二 旅券法施行令(平成元年政令第百二十二号)第四条の規定により知事が行うこととされた旅券法に基づく次の事務

(一) 第五条の規定による一般旅券の発行に関する事務のうち、旅券を作成すること(第七条の規定による旅券への電磁的方法による記録を含む。)

(二) 第九条第一項に規定する渡航先の追加に関する事務のうち、旅券への渡航先の追加記載を行うこと。

(三) 第十条第三項に規定する旅券の発行(記載事項に変更を生じた場合の発行にあつては、第六条第二項の規定に基づき包括記載された渡航先の地域の範囲に変更を生じたとき)の発行に限る。)に関する事務のうち、旅券の作成をする

<p>三 旅券法施行規則(平成元年外務省令第十一号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第三条第一項の規定による一般旅券の申請者に係る親族及び指定した者を通じた申請書類等提出委任申出書の受付及び出頭の免除をすること。</p> <p>(二) 第七条第二項の規定による一般旅券の交付を受ける者に係る交付時出頭免除願書の受付及び出頭の免除をすること。</p> <p>(三) 第十一条第二項第三号の規定による発給申請者が一般旅券発給申請書に署名することが困難な者であることの認定及び同条第三項第四号の規定による一般旅券発給申請書に発給申請者に代わり記名することが適当な者であることの認定をすること。</p> <p>(四) 第十四条第一項の規定による紛失又は焼失の届出をする者に係る紛失一般旅券等届出時出頭免除願書の受付及び出頭の免除をすること。</p> <p>五 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第六十五号)第二条の規定により知事が行うこととされた東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律に基づく次の事務のうち、震災特例旅券を作成すること(旅券法第七条の規定による旅券への電磁的方法による記録を含む。)</p>
---

別表第三第三号の表総務部の部総務課の項第二号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の三号を加える。

二 行政不服審査法に基づく次の事務(他の法律に特別の定めがあるもの並びに情報公開及び個人情報保護に係るものを除く。)

(一) 第九条第一項本文(第六十六条において準用する場合を含む。)の規定により、審理員の指名をし、審査請求人等に通知をすること。

(二) 第二十三条(第六十六条において準用する場合を含む。)の規定により、審査請求書の補正を命じること。

(三) 第四十三条第一項及び第三項(第六十六条において準用する場合を含む。)の規定により、行政不服審査会に諮問をし、及び審理関係人に通知等を行うこと。

(四) 第五十一条第二項及び第四項(第六十六条において準用する場合を含む。)

の規定により、裁決の送達をし、及び裁決書の謄本の送付をすること。

三 群馬県法規審査委員会規程(昭和三十五年群馬県訓令乙第十二号)に基づく次の事務

(一) 第二条第二項及び第六条第二項の規定により、法規審査委員会の委員又は幹事を任命すること。

四 群馬県公告式条例(昭和二十五年群馬県条例第三十三号)に基づく次の事務

(一) 第二条第二項(第三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、条例、規則その他の規程の公布又は公表を行うこと。

別表第三第三号の表総務部の部総務課の項に次の一号を加える。

六 その他次の事務

(一) 県法規集の編集を行うこと。

別表第三第三号の表総務部の部管財課の項中「管財課」を「財産有効活用課」に改め、同部学事法制課の項及び広報課の項を削り、同部市町村課の項の次に次のように加える。

統計課	<p>一 統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第十六条の規定により知事が行うこととされた統計調査及び群馬県統計調査条例(平成二十年群馬県条例第五十三号)に基づいて行う統計調査を実施すること。</p> <p>(二) 第二十四条第一項の規定により、地方公共団体が行う統計調査の実施を届け出ること。</p> <p>(三) 第三十三条の調査票情報の提供を総務大臣へ申し出ること。</p> <p>(四) 国からの委任統計調査の調査票類の提出期日の指定及び変更並びに調査票の進達を行うこと。</p> <p>(五) 国勢調査に係る統計調査員(指導員を含む。)の内申に関すること。</p> <p>二 統計法施行令(平成二十年政令第三百三十四号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第四条第一項の規定により知事が行うこととされた基幹統計調査に関する事務を行うこと。</p> <p>三 統計法施行規則(平成二十年総務省令第四百四十五号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第五条の規定により、立入検査の証明書を交付すること。</p> <p>四 群馬県統計調査条例に基づく次の事務</p> <p>(一) 第四条第一項の規定により、調査員を選任すること。</p> <p>(二) 第五条第二項の規定により、立入検査の証明書を交付すること。</p> <p>(三) 第七条第一項及び第二項の規定により、統計調査の結果を公表すること。</p> <p>(四) 調査地域及び調査対象の選定並びに調査票の提出期日を決定すること。</p> <p>五 その他次の事務</p> <p>(一) 市町村長に対し、工業統計調査及び商業統計調査の集計</p>
-----	--

及び公表のため、調査票の使用を承認すること。

別表第三第三号の表総務部の部危機管理室の項中「危機管理室」を「危機管理課」に改め、同部総務事務センターの項中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改め、同企画部の部中「企画部」を「地域創生部」に改め、同部地域政策課の項中「地域政策課」を「地域創生課」に改め、同項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第六十四号)に基づく次の事務

- (一) 第三条第三項の規定により、特定地域づくり事業協同組合を認定すること。
  - (二) 第五条第三項において準用する第三条第三項の規定により、特定地域づくり事業協同組合の変更の認定をすること。
  - (三) 第六条第五項において準用する第三条第三項の規定により、特定地域づくり事業協同組合の有効期間の更新の認定をすること。
  - 四 第九条第二項の規定により、特定地域づくり事業協同組合の認定を取り消すこと。
  - (五) 第十二条第一項の規定により、特定地域づくり事業協同組合に対し、必要な報告を求め、又は職員に、特定地域づくり事業協同組合の事務所等に立ち入り、物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
  - (六) 第十三条第一項の規定により、特定地域づくり事業協同組合に対し、当該基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずること。
  - (七) 第十三条第二項の規定により、特定地域づくり事業協同組合に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。
  - (八) 第十四条第一項の規定により、特定地域づくり事業協同組合に対し、事業の全部又は一部の停止を命ずること。
- 別表第三第三号の表企画部の部統計課の項を削り、同部に次のように加える。

文化財保護課	<p>一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第五十三条の八第一項の規定により、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の実施に関する必要な指導又は助言をすること。</p> <p>(二) 第六十七条の七第一項の規定により、登録有形文化財保存活用計画の作成及び認定登録有形文化財保存活用計画の実施に関する必要な指導又は助言をすること。</p> <p>(三) 第七十六条の六第一項の規定により、重要無形文化財保存活用計画の作成及び認定重要無形文化財保存活用計画の実施に関する必要な指導又は助言をすること。</p> <p>(四) 第八十五条の四において準用する第五十三条の八第一項の規定により、重要有形民俗文化財保存活用計画の作成及び実施に関する必要な指導又は助言をすること。</p> <p>(五) 第八十九条の三において準用する第七十六条の六第一項の規定により、重要無形民俗文化財保存活用計画の作成及び</p>
--------	---



<p>(五) 第十七条第三項(第四十二条において準用する場合を含む。)(の規定により、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為)の必要な指示をすること。</p> <p>(六) 第十七条第四項(第四十二条において準用する場合を含む。)(の規定により、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すこと。</p> <p>(七) 第十八条第二項(第四十二条において準用する場合を含む。)(の規定により、修理に関し技術的な指導と助言をすること。</p> <p>(八) 第二十一条(第四十二条において準用する場合を含む。)(の規定により、所有者、管理責任者又は管理団体に對し、報告を求めること。</p> <p>(九) 第二十六条第一項の規定により、県指定重要無形文化財の保存のため適当な措置を執ること。</p> <p>(十) 第二十九条(第三十七条において準用する場合を含む。)(の規定により、無形文化財等に関し記録を作成し、保存し、又は公開すること。</p> <p>(十一) 第三十二条第二項の規定により、県指定重要有形民俗文化財の保護上必要な指示をすること。</p> <p>(十二) 第三十四条第一項の規定により、県指定重要無形民俗文化財の保存のため適当な措置を執ること。</p> <p>(十三) 第四十五条の三第二項の規定により、市町村その他団体に對し、文化財を譲与又は譲渡すること。</p> <p><b>四 群馬県文化財保護条例施行規則(令和二年群馬県規則第四十五号)に基づく次の事務</b></p> <p>(一) 第二十六条第四項の規定により、評価委員会に関し必要な事項を定めること。</p> <p><b>五 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)に基づく次の事務</b></p> <p>(一) 第十四条第一項の規定により、古式銃砲又は刀剣類の登録をすること。</p> <p>(二) 第十五条第一項及び第二項の規定により、登録証を交付又は再交付すること。</p> <p>(三) 第十八条の二第一項の規定により、刀剣類の製作を承認すること。</p>	<p>(五) 第十七条第三項(第四十二条において準用する場合を含む。)(の規定により、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為)の必要な指示をすること。</p> <p>(六) 第十七条第四項(第四十二条において準用する場合を含む。)(の規定により、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すこと。</p> <p>(七) 第十八条第二項(第四十二条において準用する場合を含む。)(の規定により、修理に関し技術的な指導と助言をすること。</p> <p>(八) 第二十一条(第四十二条において準用する場合を含む。)(の規定により、所有者、管理責任者又は管理団体に對し、報告を求めること。</p> <p>(九) 第二十六条第一項の規定により、県指定重要無形文化財の保存のため適当な措置を執ること。</p> <p>(十) 第二十九条(第三十七条において準用する場合を含む。)(の規定により、無形文化財等に関し記録を作成し、保存し、又は公開すること。</p> <p>(十一) 第三十二条第二項の規定により、県指定重要有形民俗文化財の保護上必要な指示をすること。</p> <p>(十二) 第三十四条第一項の規定により、県指定重要無形民俗文化財の保存のため適当な措置を執ること。</p> <p>(十三) 第四十五条の三第二項の規定により、市町村その他団体に對し、文化財を譲与又は譲渡すること。</p> <p><b>四 群馬県文化財保護条例施行規則(令和二年群馬県規則第四十五号)に基づく次の事務</b></p> <p>(一) 第二十六条第四項の規定により、評価委員会に関し必要な事項を定めること。</p> <p><b>五 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)に基づく次の事務</b></p> <p>(一) 第十四条第一項の規定により、古式銃砲又は刀剣類の登録をすること。</p> <p>(二) 第十五条第一項及び第二項の規定により、登録証を交付又は再交付すること。</p> <p>(三) 第十八条の二第一項の規定により、刀剣類の製作を承認すること。</p>
--	--

別表第三第三号の表生活文化スポーツ部の部中「生活文化スポーツ部」を「生活こども部」に改め、同部県民生活課の項中「県民生活課」を「生活こども課」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同部県民センターの項中「県民センター」を「県民活動支援・広聴課」に改め、第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次のように加える。

**一 広聴に関する次の事務**

(一) 広聴活動に伴う県民からの意見要望に対し回答を行うこと。

別表第三第三号の表生活文化スポーツ部の部県民センターの項第五号から第八号までを次のように改める。

- 五 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百六号)に基づく次の事務**
- (一) 第十四条第一項の規定により、宗教法人の規則の認証又は不認証に関する決定をすること。
- (二) 第二十八条第一項の規定により、宗教法人の規則の変更の認証に関する決定をすること。
- (三) 第三十九条第一項の規定により、宗教法人の合併の認証に関する決定をすること。
- (四) 第四十六条第一項の規定により、宗教法人の任意解散の認証に関する決定をすること。
- (五) 第七十八条の二第二項及び第二項の規定により、宗教法人審議会の意見を聞き、宗教法人に対し報告を求め、又は当該職員に宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者に対し質問させること。
- (六) 第八十条第一項の規定により、宗教法人の認証を取り消すこと。
- 六 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく次の事務**
- (一) 第八条(第二十五条第四項において準用する場合を含む。)(の規定により、許認可等行政機関等の意見を聴くこと。
- (二) 第十条(第二十五条第四項において準用する場合を含む。)(の規定により、公益認定をした旨を公示すること。
- (三) 第十二条第二項(第二十五条第四項において準用する場合を含む。)(の規定により、変更前の行政庁から事務の引継ぎを受けること。
- (四) 第十三条第一項の規定により、名称等の変更の届出を受け付けること。
- (五) 第十三条第二項の規定により、同条第一項第一号に掲げる変更について同項の規定による届出があつた旨を公示すること。
- (六) 第二十二条第一項の規定により、財産目録等の提出を受け付けること。
- (七) 第二十二条第二項及び第三項の規定により、公益法人から提出を受けた財産目録等について閲覧又は謄写をさせること。
- (八) 第二十四条第一項の規定により、合併等の届出を受け付けること。
- (九) 第二十四条第二項の規定により、同条第一項の規定による届出があつた旨を公示すること。
- (十) 第二十六条第一項から第三項までの規定により、解散の届出等を受け付けること。
- (十一) 第二十六条第四項の規定により、同条第一項又は第三項の規定による届出があつた旨を公示すること。
- (十二) 第二十七条第一項の規定により、公益法人に對し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
- (十三) 第二十八条第二項の規定により、同条第一項の勧告の内容を公表すること。
- (十四) 第二十八条第四項の規定により、同条第三項の規定による命令をした旨を公示すること。

- (ロ) 第二十八条第五項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、許認可等行政機関等の意見を聴くこと。
  - (ハ) 第二十九条第四項の規定により、同条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消した旨を公示すること。
  - (ニ) 第二十九条第六項の規定により、公益法人の名称の変更の登記を嘱託すること。
  - (ホ) 第三十条第四項の規定により、認定取消法人等に対し、贈与に係る契約が成立した旨を通知すること。
  - (ヘ) 第五十一条において準用する第四十三条(第二項を除く。)の規定により、群馬県公益認定等審議会に諮問すること。
  - (ニ) 第五十三条第一項の規定により、群馬県公益認定等審議会に対し、第六十条の規定による指示があつた旨を通知すること。
  - (ロ) 第五十三条第二項において準用する第四十五条(第三項第三号及び第五号を除く。)の規定により、群馬県公益認定等審議会に対し、届出に係る書類等の写しを送付し、許認可等行政機関が述べた意見を通知し、又は申請に対する処分等を行った旨を通知すること。
  - (ロ) 第五十六条の規定により、官庁等に照会し、又は協力を求めること。
  - (ロ) 第五十七条の規定により、公益法人に関する情報を迅速に提供できるように必要な措置を講ずること。
- 七 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づく次の事務**
- (一) 第四十条第一項において準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第八条の規定により、許認可等行政機関等の意見を聴くこと。
  - (二) 第四十条第二項又は第四十二条の規定により、旧主務官庁の意見を聴くこと。
  - (三) 第五十五条の規定により、旧主務官庁に対し、第三十一条第一項の申請書の提出を受けた旨等を知ること。
  - (四) 第八十一条の規定により、第六十一条第二項の規定による届出があつた旨を公示すること。
  - (五) 第八十一条第二項の規定により、旧主務官庁から事務の引継ぎを受けること。
  - (六) 第九十一条第一項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、第四十四条の認定を取り消すこと。
  - (七) 第九十一条第二項(第三十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、旧主務官庁に対し、第九十一条第一項の規定により第四十四条の認定を取り消した旨を通知すること。
  - (ハ) 第九十一条第三項において準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九条第四項の規定により、第九十一条第一項の規定による第四十四条の認定を取り消した旨を公示すること。
  - (九) 第二百二十条第五項の規定により、旧主務官庁に対し、同条第一項の申請書の

- 提出を受けた旨等を知ること。
  - (十) 第二百二十三条第二項の規定により、移行法人を監督すること。
  - (十一) 第二百二十四条の規定により、公益目的支出計画の実施が完了したことを確認すること。
  - (十二) 第二百二十五条第三項の規定により、名称等の変更等をした旨の届出を受け付けること。
  - (十三) 第二百二十六条第一項の規定により、合併をした旨の届出を受け付けること。
  - (十四) 第二百二十六条第三項の規定により、認可行政庁に係る協議を行うこと。
  - (十五) 第二百二十六条第六項及び第三百三十二条第二項の規定により、第二百二十四条の確認を受けたものとみなされた旨の届出を受け付けること。
  - (十六) 第二百二十七条第三項の規定により、計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の提出を受け付けること。
  - (十七) 第二百二十七条第四項の規定により、移行法人から提出を受けた公益目的支出計画実施報告書について閲覧又は謄写をさせること。
  - (十八) 第二百二十八条第一項の規定により、移行法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告を求め、又は職員に、当該移行法人の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
  - (十九) 第二百二十九条第一項の規定により、移行法人に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。
  - (二十) 第三十条の規定により、残余財産の帰属に係る承認をすること。
  - (二十一) 第三十一条第二項において準用する第三十三条第二項、第三項(第三号を除く。)の規定により、群馬県公益認定等審議会に諮問すること。
  - (二十二) 第四十条において準用する第三十五条(第二項第四号を除く。)の規定により、群馬県公益認定等審議会に対し、届出に係る書類の写し等を送付し、及び群馬県公益認定等審議会に諮問しないで第四十四条の認定の申請に対する処分等を行った旨を通知すること。
- 八 特定非営利活動促進法に基づく次の事務**
- (一) 第十二条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立を認証すること。
  - (二) 第二十五条第三項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証をすること。
  - (三) 第三十一条第二項に規定する特定非営利活動法人の解散の認定をすること。
  - (四) 第三十二条第二項に規定する特定非営利活動法人の残余財産の譲渡の認証をすること。
  - (五) 第三十四条第三項に規定する特定非営利活動法人の合併の認証をすること。
  - (六) 第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をすること。
  - (七) 第五十一条第二項に規定する認定特定非営利活動法人の有効期間の更新をすること。
  - (八) 第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をすること。
  - (九) 第六十三条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利



- (四) 第三十四条の十四第三項の規定により、一時預かり事業を行う者に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- (五) 第三十四条の十四第四項の規定により、一時預かり事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。
- (六) 第三十五条第四項の規定により、児童福祉施設(児童福祉・青少年課及び障害政策課の所管に係るものを除く。以下この号において同じ。)の設置を認可すること。
- (七) 第三十五条第十二項の規定により、児童福祉施設の廃止又は休止を承認すること。
- (八) 第四十六条第一項の規定により、児童福祉施設の設置者等に対し、必要な報告を求め、又は職員に、関係者に対して質問させ、若しくは施設に立入検査をさせること(児童福祉・青少年課、監査指導課及び障害政策課の所管に係るものを除く。)
- (九) 第四十六条第三項の規定により、児童福祉施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し(児童福祉・青少年課、監査指導課及び障害政策課の所管に係るものを除く。)、又は必要な改善を命ずること(児童福祉・青少年課及び障害政策課の所管に係るものを除く。)
- (十) 第四十六条第四項の規定により、児童福祉施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずること。
- (十一) 第五十八条第一項の規定により、児童福祉施設の認可を取り消すこと。
- (十二) 第五十九条第一項の規定により、無認可児童福祉施設の設置者又は管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は職員をして、事務所等に立入検査をさせること(児童福祉・青少年課及び障害政策課の所管に係るものを除く。)
- (十三) 第五十九条第三項の規定により、無認可児童福祉施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の報告をすること(児童福祉・青少年課の所管に係るものを除く。)
- (十四) 第五十九条第四項の規定により、勧告を受けた施設の設置者とその勧告に従わなかつた旨を公表すること(児童福祉・青少年課の所管に係るものを除く。)
- (十五) 第五十九条第五項の規定により、事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること(児童福祉・青少年課及び障害政策課の所管に係るものを除く。)
- (十六) 第五十九条の二の五第二項の規定により、認可外保育施設に係る運営の状況等を公表すること。
- (十七) 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)に基づく次次事務
- (十八) 第三十八条の規定により、職員に児童福祉施設(児童福祉・青少年課及び障害政策課の所管に係るものを除く。)の实地検査を行わせること。
- (十九) 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)に第六條の十一の規定により、保育士試験受験科目の受験

児童福祉・青少年課	<p>八 進 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく次次事務</p> <p>(一) 第十九条第一項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置者等に対し、必要な報告を求め、又は職員に、関係者に対して質問させ、若しくは施設に立入検査をさせること。</p> <p>(二) 第二十条の規定により、幼保連携型認定こども園の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は必要な改善を命ずること。</p> <p>(三) 第二十一条第一項の規定により、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。</p> <p>九 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年群馬県規則第九十九号)に基づく次次事務</p> <p>(一) 第五条の規定による認定こども園の廃止又は休止の承認をすること。</p> <p>十 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)に基づく次次事務</p> <p>(一) 第五十五条第二項第三号、第三項及び第四項の規定により、特定教育・保育提供者からの業務管理体制の整備に関する届出等を受け付けること。</p> <p>(二) 第五十六条第一項の規定により、特定教育・保育提供者に対し報告を命じ、特定教育・保育提供者等に対し出頭を求め、又は職員に質問させ、若しくは設備等を検査させること。</p> <p>(三) 第五十七条第一項の規定により、特定教育・保育提供者に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。</p> <p>(四) 第五十七条第二項の規定により、同条第一項の規定による勧告に従わなかつた旨を公表すること。</p> <p>(五) 第五十七条第三項及び第四項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。</p> <p>一 社会福祉法に基づく次次事務</p> <p>(一) 第三十二条の規定により、社会福祉法人(私学・子育て支援課、健康福祉課、介護高齢課及び障害政策課の所管に係るものを除く。以下この号において同じ。)の定款を認可すること。</p> <p>(二) 第四十三条第二項において準用する第三十二条の規定により、社会福祉法人の定款の変更を認可すること。</p> <p>(三) 第四十六条第二項の規定により、社会福祉法人の解散を認可し、又は認定すること。</p> <p>(四) 第四十九条第二項の規定により、社会福祉法人の合併を認可すること。</p> <p>(五) 第五十六条第一項の規定により、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その</p>
-----------	--

- (六) 業務及び財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- (七) 第五十六条第四項の規定により、社会福祉法人に対し、必要な措置(役員の解職を除く。)をとるべき旨を勧告すること。
- (八) 第五十六条第五項の規定により、同条第四項の規定による勧告に従わない旨を公表すること。
- (九) 第五十六条第六項の規定により、同条第四項の規定による勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。
- (十) 第五十六条第七項の規定により、社会福祉法人に対し、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告すること。
- (十一) 第五十六条第九項の規定により、職員を指定すること。
- (十二) 第五十七条の規定により、社会福祉法人に対し、その行う公益事業又は収益事業の停止を命ずること。
- (十三) 第五十八条第二項の規定により、社会福祉法人に対し、事業若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は必要な勧告をすること。
- (十四) 第五十八条第三項の規定により、社会福祉法人に対し、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずること。
- (十五) 第六十二条第五項の規定により、社会福祉施設(私学・子育て支援課、健康福祉課、介護高齢課及び障害政策課の所管に係るものを除く。以下この号において同じ。)の設置を許可すること。
- (十六) 第六十三条第二項の規定により、社会福祉施設について、建物その他の設備の規模及び構造その他の事項の変更を許可すること。
- (十七) 第六十七条第二項の規定により、施設を必要としない第一種社会福祉事業(健康福祉課、介護高齢課及び障害政策課の所管に係るものを除く。)の経営を許可すること。
- (十八) 第七十一条の規定により、社会福祉事業(私学・子育て支援課、健康福祉課、介護高齢課及び障害政策課の所管に係るものを除く。以下この号において同じ。)を営業者に對し、その者の社会福祉施設が第六十五条第一項の基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- (十九) 第七十二条の規定により、社会福祉事業を営業者に對し、社会福祉事業を営業者を制限し、その停止を命じ、又は許可を取り消すこと。
- (二十) 児童福祉法に基づく次の事務
  - (一) 第三十三条第四項の規定により、主任児童委員を推薦すること。
  - (二) 第三十四条の五第一項の規定により、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に対し、必要な報告を求め、又は職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備帳簿書類その他の物件を検査させること。

- (三) 第三十四条の六の規定により、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。
- (四) 第三十五条第四項の規定により、児童福祉施設(私学・子育て支援課及び障害政策課の所管に係るものを除く。以下この号において同じ。)の設置を認可すること。
- (五) 第三十五条第十二項の規定により、児童福祉施設の廃止又は休止を承認すること。
- (六) 第四十六条第一項の規定により、児童福祉施設の設置者等に対し、必要な報告を求め、又は職員に、関係者に対して質問させ、若しくは施設に立ち入る検査をさせること(私学・子育て支援課、監査指導課及び障害政策課の所管に係るものを除く。)
- (七) 第四十六条第三項の規定により、児童福祉施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し(私学・子育て支援課、監査指導課及び障害政策課の所管に係るものを除く。)、又は必要な改善を命ずること(私学・子育て支援課及び障害政策課の所管に係るものを除く。)
- (八) 第四十六条第四項の規定により、児童福祉施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずること。
- (九) 第四十七条第一項ただし書に規定する児童福祉施設入所児童の縁組の代諾の許可をすること。
- (十) 第五十八条第一項の規定により、児童福祉施設の認可を取り消すこと。
- (十一) 第五十九条第一項の規定により、無認可児童福祉施設の設置者又は管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は職員をして、事務所等に立ち入る検査をさせること(私学・子育て支援課及び障害政策課の所管に係るものを除く。)
- (十二) 第五十九条第三項の規定により、無認可児童福祉施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすること(私学・子育て支援課の所管に係るものを除く。)
- (十三) 第五十九条第四項の規定により、勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかつた旨を公表すること(私学・子育て支援課の所管に係るものを除く。)
- (十四) 第五十九条第五項の規定により、事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること(私学・子育て支援課及び障害政策課の所管に係るものを除く。)
- (十五) 児童福祉法施行令に基づく次の事務
  - (一) 第三十三条の二第一項の規定により、施設又は講習会を指定すること。
  - (二) 第三十三条の二第三項の規定による変更の承認を行うこと。
  - (三) 第三十三条の二第五項又は第六項の規定による報告を徴すること。
  - (四) 第三十三条の二第七項の規定により、指定児童福祉司養成施設等の長に対し、報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に必要な物件等を検査させること。



- (五) 第三条の第二十項の規定により、指定児童福祉司養成施設等の指定を取り消すこと。
- (六) 第三十八条の規定により、職員に児童福祉施設(私学・子育て支援課及び障害政策課の所管に係るものを除く。)の実地検査を行わせること。
- 四 母子保健法に基づく次の事務**
  - (一) 第二十条第五項の規定により、養育医療を担当させる機関を指定すること。
  - (二) 第二十条第七項において準用する児童福祉法第十九条の二十第一項の規定により、指定養育医療機関の診療方針及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定すること。
  - (三) 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の三第一項の規定により、指定養育医療機関の管理者に対し報告を求め、又は職員をして、指定養育医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録、帳簿書類その他の物件を検査させること。
  - (四) 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の三第二項の規定により、指定養育医療機関に対する診療報酬の支払の差止めを指示し、又は差し止めること。
- 五 母体保護法(昭和二十三年法律第五十六号)に基づく次の事務**
  - (一) 第十五条第一項及び第二項に規定する受胎調節の実地指導員の指定又はその指定を受ける助産師等に係る講習の認定をすること。
  - (二) 附則第三十九条第二項の規定により、受胎調節の実地指導員の指定を取り消すこと。
- 六 母体保護法施行令(昭和二十四年政令第十六号)に基づく次の事務**
  - (一) 第一条第二項の規定により、受胎調節の実地指導員の標識を交付すること。
  - (二) 第六条の規定により、受胎調節の実地指導員の指定のための講習会の認定を取り消すこと。
- 七 母体保護法施行規則(昭和二十七年厚生省令第三十二号)に基づく次の事務**
  - (一) 第十五条第四項の規定により、受胎調節の実地指導員の指定を取り消すこと。
- 八 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)に基づく次の事務**
  - (一) 第六条第一項の規定により、受給資格及び手当の額を認定すること。
  - (二) 第八条第一項に規定する手当の額の改定を認定すること。
  - (三) 第十四条の規定により、手当の額の全部又は一部を支給しないこと。
  - (四) 第十五条の規定により、手当の支払を一時差し止めること。
  - (五) 第十六条の規定により、受給資格者の死亡による未支払

- (六) 手当の支払を決定すること。
- (七) 第二十九条第一項の規定により、受給資格者に対し、書類等を提出すべきことを命じ、又は職員をして関係人に質問させること。
- (八) 第二十九条第二項の規定により、受給資格者に対し、指定する医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は職員をしてその者の障害の状態を診断させること。
- (九) 第三十条の規定により、官公署等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行等若しくはその他関係人に対し、必要な事項の報告を求めること。
- 九 児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)に基づく次の事務**
  - (一) 第十九条第一項の規定により、児童扶養手当証書を訂正して返付すること。
  - (二) 第二十条第一項又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定により、児童扶養手当証書を再交付し、又は更新し、若しくは新たに交付すること。
- 十 特別児童扶養手当等に関する法律(昭和三十九年法律第五十四号)に基づく次の事務**
  - (一) 第五条第一項の規定により、受給資格及び手当の額を認定すること。
  - (二) 第十一条の規定により、手当の額の全部又は一部を支給しないこと。
  - (三) 第十二条の規定により、手当の支払を一時差し止めること。
  - (四) 第十三条の規定により、受給資格者の死亡による未支払の手当の支払を決定すること。
  - (五) 第十六条において準用する児童扶養手当法第八条第一項の規定により、手当の額の改定を認定すること。
  - (六) 第三十六条第一項の規定により、受給資格者に対し、書類等を提出すべきことを命じ、又は職員をして関係者に質問させること。
  - (七) 第三十六条第二項の規定により、障害児に対し指定する医師等の診断を受けるべきことを命じ、又は職員をしてその者の障害の状態を診断させること。
  - (八) 第三十七条の規定により、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行等若しくはその他関係者に対し、必要な事項の報告を求めること。
- 十一 特別児童扶養手当等に関する法律施行規則(昭和三十九年厚生省令第三十八号)に基づく次の事務**
  - (一) 第二十条第一項の規定により、特別児童扶養手当証書を訂正して返付すること。
  - (二) 第二十一条第一項又は第二十二条第一項の規定により、特別児童扶養手当証書を再交付し、又は更新し、若しくは新たに交付すること。
- 十二 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第九十九号)に基づく次の事務**
  - (一) 第二十二條第一項(第三十一条の七第四項及び第三十三



「覚せい剤原料研究者」を「覚せい剤原料研究者」に改め、同号(七)中「覚せい剤施用機関」を「覚せい剤施用機関」に改め、同項第十号(四)中「により」の下に「、毒物劇物営業者に対して」を加え、同号(四)を同号(六)とし、同号(三)中「毒物若しくは劇物の販売業の登録」を「毒物劇物営業者」に改め、同号(三)を同号(五)とし、同号(二)を(三)とし、その次に次のように加える。

四 第九条第一項の規定により、製造業者等に係る登録の変更を行うこと。  
別表第三第三号の表健康福祉部の部業務課の項第十号(一)を(二)とし、その前に次のように加える。

(一) 第四条第一項の規定により、製造業者等の登録を行うこと。

別表第三第三号の表健康福祉部の部業務課の項第十一号を削り、同項第十二号中「毒物及び劇物取締法施行令」の下に「(昭和三十年政令第二百六十一号)」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同部食品・生活衛生課の項第三十三号(一)中「第三十二条第

二項」を「第六十六条第二項」に改め、同表森林環境部の部中

環境部  
森林

に改め、林政課の項から緑化推進課の項までを削り、同部環境政策課の

森林部  
環境

を

項中「環境政策課」を「気候変動対策課」に改め、同部環境保全課の項第十二号(六)中「第六項」を「第七項」に、「又は第一種フロン類充填回収業者」を、「第一種フロン類充填回収業者又は第一種特定製品引取等実施者」に改め、同号(六)中「第四十九条第七項」を「第四十九条第八項」に、「又は第一種フロン類充填回収業者」を、「第一種フロン類充填回収業者又は第一種特定製品引取等実施者」に改め、同号(六)中「第一種フロン類引渡受託者又は第一種特定製品引取等実施者」を「特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、第一種特定製品引取等実施者又は第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号(六)中「第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者」を「特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者又は第一種特定製品引取等実施者」に改め、「場所」の下に「、第一種特定製品の引取り等を行う場所、解体工事に係る建築物その他の工作物若しくは解体工事の場所」を加え、同部廃棄物・リサイクル課の項第五号(一)を(四)とし、その前に次のように加える。

(一) 第十二条の四第二項の規定により、市町村が指定する浄化槽処理促進区域に

関し、市町村と協議すること。

(二) 第四十九条第一項の規定により、浄化槽台帳を作成すること。

(三) 第五十四条第一項の規定により、協議会を組織及び運営すること。  
別表第三第三号の表森林環境部の部廃棄物・リサイクル課の項第十三号を第十四

号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年群馬県規則第四十五号)に基づく次の事務

(一) 第十八条の二第一項の規定による講習会の指定に関すること。

別表第三第三号の表森林環境部の部自然環境課の項第一号(廿)並びに第三号(一)及び(二)中「森林環境事務所長」を「環境森林事務所長」に改め、同部に次のように加える。

林政課	<p>一 林業種苗法に基づく次の事務</p> <p>(一) 第三条第一項の規定により、普通母樹等を指定すること。</p> <p>(二) 第九条第一項及び第二項の規定により、普通母樹等の指定を解除すること。</p> <p>二 群馬県営林道事業の施行等に関する規則(昭和三十六年群馬県規則第四十二号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第二条第一項の規定により、林道事業を県営で施行することを決定すること(林政課所管のものに限る。)</p> <p>三 森林経営管理法に基づく次の事務</p> <p>(一) 第三十六条第一項及び第二項の規定により、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募及び公表をすること。</p>
林業振興課	<p>一 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第三条第三項の規定により、林業経営改善計画(環境森林事務所長専決及び森林事務所長専決(以下この項において「所長専決」という。)に係るものを除く。)を認定すること。</p> <p>(二) 第四条第一項及び第二項の規定により、合理化計画を認定すること。</p> <p>二 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和五十四年政令第二百五号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第一条第二項の規定により、林業経営改善計画(所長専決に係るものを除く。(二)において同じ。)の変更を認定すること。</p> <p>(二) 第三条第三項の規定により、林業経営改善計画の認定を取り消すこと。</p> <p>(三) 第四条第二項の規定により、合理化計画の変更を認定すること。</p> <p>(四) 第四条第三項の規定により、合理化計画の認定を取り消すこと。</p> <p>三 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第二条第一項の規定により、指定地域を指定すること。</p> <p>(二) 第三条第一項の規定により、指定地域の区域を変更し、</p>

- 又はその指定を解除すること。
- (三) 第四条第四項の規定により、事業計画を認定すること。
- (四) 第五条第一項及び第二項の規定により、事業計画の変更を認定し、又は事業計画の認定を取り消すこと。
- 四 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)に基づく次の事務
  - (一) 第六十一条第二項の規定により、森林組合の定款の変更を認可すること。
  - (二) 第七十九条の規定により、森林組合の設立を認可すること。
  - (三) 第八十三条第二項の規定により、森林組合の解散を認可すること。
  - (四) 第八十四条第二項の規定により、森林組合の合併を認可すること。
  - (五) 第一百十条の規定により、組合から必要な報告を徴すること。
  - (六) 第一百一十一条の規定により、森林組合の業務又は会計の状況を検査すること。
  - (七) 第一百三十三条第一項の規定により、森林組合に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。
  - (八) 第一百三十三条第二項の規定により、森林組合に対し、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずること。
  - (九) 第一百四十四条の規定により、森林組合に対し、解散を命ずること。
  - (十) 第一百五十五条の規定により、森林組合の議決、選挙又は当選を取り消すこと。
- 五 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)に基づく次の事務
  - (一) 第五条第三項(第六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、改善措置についての計画又はその変更を認定すること。
  - (二) 第六条第二項の規定により、認定計画の認定を取り消すこと。
- 六 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)に基づく次の事務
  - (一) 第六条第一項の規定により、入会林野整備計画の適否を決定すること。
  - (二) 第十一条第一項の規定により、入会林野整備計画を認可すること。
  - (三) 第十四条の規定により、入会林野整備計画に係る土地の登記を嘱託すること。
  - (四) 第二十二条第一項の規定により、旧慣使用林野整備計画を認可すること。
  - (五) 第二十三条第二項において準用する第十四条の規定により、旧慣使用林野整備計画に係る土地の登記を嘱託すること。
- 七 職員の給与の支給に関する規則に基づく次の事務
  - (一) 第三十条の二の規定により、普及指導員の農林漁業普及

<p>森林保 全課</p>	<p>八 指導手当の受給資格を認定すること。</p> <p>(一) 林業・木材産業改善資金の借受者又は保証人の変更を承認すること。</p> <p>(二) 林業・木材産業改善資金貸付に係る事業期間の延長又は事業計画の変更を承認すること。</p>
<p>一 森林法に基づく次の事務</p> <p>(一) 第二十五条の二第二項の規定により、保安林を指定すること。</p> <p>(二) 第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を解除すること。</p> <p>(三) 第三十一条の規定により、保安林予定森林における立木の伐採又は土地の形質を変更する行為を禁止すること。</p> <p>(四) 第三十三条の二第一項の規定により、指定施業要件を変更すること。</p> <p>(五) 第三十六条第一項の規定により、受益者の負担を決定すること。</p>	<p>二 森林法施行令第五条の規定により県が行うものとされた森林法に基づく次の事務</p> <p>(一) 第三十五条の規定により、損失を補償すること。</p> <p>三 森林法施行令に基づく次の事務</p> <p>(一) 第四条の二第三項の規定により、許可すべき保安林の皆伐面積の限度を公表すること。</p> <p>四 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)に基づく次の事務(環境森林部の所管に係るものに限る。)</p> <p>(一) 第九条の規定により、地すべり防止工事に関する基本計画を作成すること。</p> <p>(二) 第十一条第一項の規定により、地すべり防止工事に関する設計及び実施計画を承認すること。</p> <p>(三) 第十四条第一項の規定により、工事原因者に地すべり防止工事を施行させること。</p> <p>(四) 第二十四条第一項の規定により、関連事業計画の概要を作成し、市町村長にこれを提示し、市町村における関連事業計画の作成を勧告すること。</p> <p>(五) 第二十四条第三項の規定により、関連事業計画を承認すること。</p>
<p>五 地すべり等防止法施行令(昭和三十三年政令第一百二十二号)に基づく次の事務(環境森林部の所管に係るものに限る。)</p> <p>(一) 第四条第一項第四号又は第二項第六号の規定により、地すべり防止区域内における許可を要しない軽微な行為を指定すること。</p> <p>(二) 第五条第二項第三号又は第三項第一号若しくは第二号の規定により、地すべり防止区域内における施設若しくは工作物の載荷重を指定し、又は地すべり防止施設付近の掘削禁止区域の距離を指定すること。</p>	<p>六 群馬県地すべり等防止法施行細則(昭和四十四年群馬県規則第五十五号)に基づく次の事務(環境森林部の所管に係る)</p>

<p>ものに限る。        (一) 第二条第二項の規定により、地すべり防止工事に関する設計及び実施計画の変更を承認すること。        七 群馬県緑化センター附属見本園の設置及び管理に関する条例(平成二十五年群馬県条例第二十一号)に基づく次の事務        (一) 第四条第一項に規定する附属見本園内における行為又は許可事項の変更の許可を行うこと。        (二) 第五条ただし書に規定する附属見本園内における行為の許可を行うこと。        (三) 第六条第一項の規定により、附属見本園の利用を拒否すること。        (四) 第六条第二項の規定により、区域を定めて附属見本園の利用を禁止し、又は制限すること。        (五) 第七条の規定により、許可等の取消し等を行い、又は行為の中止等を命ずること。        八 群馬県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則に基づく次の事務        (一) 第二十三条第一項の規定により、土地又は施設の継続貸付け等(所長委任に係るものを除く。)を行うこと。        (二) 第二十七条第一項の規定により、県有林土地等返還の際の検査及び原状回復不要の承認(所長委任に係るものを除く。)を行うこと。        九 群馬県憩の森の設置及び管理に関する条例(昭和五十五年群馬県条例第十六号)に基づく次の事務        (一) 第三条第一項の規定により、憩の森内における行為及び許可事項の変更を許可すること。        (二) 第四条第一項の規定により、憩の森の利用を拒否すること。        (三) 第四条第二項の規定により、憩の森内の区域を定めて、憩の森の利用を禁止し、又は制限すること。        (四) 第五条第二項の規定により、会議室等の使用を許可すること。        (五) 第七条の規定により、許可の取消し等を行い、又は行為の中止等を命ずること。        (六) 第十条の規定により、使用料の全部又は一部を免除すること。        十 群馬県憩の森の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十五年群馬県規則第十九号)に基づく次の事務        (一) 第四条の規定により、憩の森の休館日を変更すること。        (二) 第十一条の規定により、施設の毀損等の届出に対する指示を行うこと。</p>	<p>から(七)までとし、(五)の次に次のように加える。        (六) 第六十四条の二第二項(第七十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により、休眠組合に対し、事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を通知すること。        別表第三第三号の表農政部の部農業構造政策課の項第一号中(九)を(十)とし、(八)を(九)とし、(七)を(八)とし、(六)の次に次のように加える。        (七) 第十三条の二第二項の規定により知事が処理することとされた第十二条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により、農業経営改善計画を認定し、変更を認定し、又はその認定を取り消すこと。        別表第三第三号の表農政部の部農業構造政策課の項第三号(三)中、「第五条及び第八号」を「及び第五号」に、「限り、また、第十八条の規定によるものについては、前橋市、伊勢崎市及び渋川市の区域に係るものに」を削り、同号中(四)を削り、(五)とし、同号(七)中「第四十三号第二項」を「第四十一号第二項」に改め、同号(七)を(六)とし、(八)から(七)までを(七)から(六)までとし、(六)を削り、(五)とし、同項第九号(五)を削り、同号(五)中「第十八号第五項」を「第十八号第七項」に、「通知し、及び公告を」を「告示」に改め、同号中(五)を(六)とし、(六)を(五)とし、その次に次のように加える。        (五) 第二十一条第二項の規定により、同条第一項に規定する貸借又は使用貸借の解除を承認すること。        別表第三第三号の表農政部の部農業構造政策課の項第九号(九)中「承認」の下に「及び委託先の指定」を加え、同部技術支援課の項第五号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同部ぐんまブランド推進課の項第一号(一)を次のように改める。        (一) 第十四条において読み替えて準用する第十二条第二項の規定により、地方卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に立入検査をさせること。        別表第三第三号の表産業経済部の部産業政策課の項中第三号から第十一号までを削り、第十二号を第三号とし、第十三号を第四号とし、第十四号を第五号とし、同部商政課の項中「商政課」を「経営支援課」に改め、同項第六号(一)中「第八条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号(二)中「第九条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号(三)中「第九条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同号(四)中「第四十六条第一項」を「第七十六条第二項」に改め、同号(五)中「第四十六条第四項」を「第七十六条第八項」に改め、同号(六)中「第四十七条第一項」を「第七十七条第二項」に改め、同号(七)中「第四十八条第二項」を「第七十八条第二項」に改め、同項に次の八号を加える。        十五 中小企業等協同組合法に基づく次の事務(信用組合に関する事務を除く。)        (一) 第九条の二の二第二項の規定により、団体協約締結のためのあつせん又は調停を行うこと。        (二) 第九条の七の二第五項に規定する火災共済規程の変更又は廃止の認可をすること。        (三) 第三十五条の二(第八十二条の八において準用する場合を含む。)の規定に</p>
--	---

別表第三第三号の表農政部の部農政課の項第一号(五)を次のように改める。  
 (五) 第六十四条の二第二項(第七十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により、休眠組合に対し、事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告すること。  
 別表第三第三号の表農政部の部農政課の項第一号中(五)を(六)とし、(六)から(七)までを(七)

- より、協同組合連合会又は中央会の役員の名又は住所の変更の届出を受理すること。
- 四 第四十八条(第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定により、臨時総会の招集を承認すること。
- 五 第五十一条第二項(第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定により、組合又は中央会の定款の変更を認可すること。
- 六 第六十二条第二項の規定による協同組合連合会の解散の届出を受理すること。
- 七 第八十二条の十三第二項の規定による中央会の解散の届出を受理すること。
- 八 第九十六条第五項の規定により、解散を命じた組合又は中央会の解散の登記を嘱託すること。
- 九 百四十四条第二項の規定により、必要な措置を採ること。
- 十 百五十五条第二項の規定により、組合又は中央会の業務又は会計の状況を検査すること。
- 十一 百五十五条の二の規定による協同組合連合会及び中央会の決算関係書類の受理をすること。
- 十二 百五十五条の三の規定により、組合又は中央会から組合員等に関する報告を徴すること。
- 十三 百五十五条の四の規定により、組合若しくは中央会からその業務若しくは会計に必要なる報告を徴し、又はその業務若しくは会計の状況を検査すること。
- 十四 百六十六条第一項の規定により、組合又は中央会に対し、必要な措置を執るべき旨を命ずること。
- 十六 中小企業団体の組織に関する法律に基づく次の事務
- (一) 百十条の十一の規定により、事業協同組合、企業組合及び協業組合の組織変更届を受け付けること。
- 十七 中小企業団体の組織に関する法律施行令第十一条第一項の規定により知事が行うこととされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく次の事務
- (一) 第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法第三十五条の二の規定による協同組合の役員の名又は住所の変更の届出を受理すること。
- (二) 第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法第四十八条の規定により、協業組合の総会の招集を承認すること。
- (三) 第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項の規定により、協業組合の定款の変更を認可すること。
- (四) 第五条の二十三第四項において準用する中小企業等協同組合法第六十二条第二項の規定による協同組合の解散の届出を受理すること。
- (五) 第五条の二十三第五項において準用する中小企業等協同組合法第九十六条第五項の規定により、解散を命じた協業組合の解散の登記を嘱託すること。
- (六) 第五条の二十三第六項において準用する中小企業等協同組合法第九十六条第二項の規定により、必要な措置を採ること。
- (七) 第五条の二十三第六項において準用する中小企業等協同組合法百五十五条第二項の規定により、協業組合の業務又は会計の状況を検査すること。

- (八) 第五条の二十三第六項において準用する中小企業等協同組合法百五十五条の二の規定による協同組合の決算関係書類を受理すること。
- (九) 第五条の二十三第六項において準用する中小企業等協同組合法百五十五条の三の規定により、協業組合から組合員等に関する報告を徴すること。
- (十) 第五条の二十三第六項において準用する中小企業等協同組合法百五十五条の四の規定により、協業組合からその業務若しくは会計に必要なる報告を徴し、又はその業務若しくは会計の状況を検査すること。
- (十一) 第五条の二十三第六項において準用する中小企業等協同組合法百六十六条第一項の規定により、協業組合に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- 十八 中小企業団体の組織に関する法律施行令第十一条第二項の規定により知事が行うこととされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく次の事務
- (一) 第四十七条第二項において準用する中小企業等協同組合法第三十五条の二の規定による商工組合及び商工組合連合会の役員の名又は住所の変更の届出を受理すること。
- (二) 第四十七条第二項において準用する中小企業等協同組合法第四十八条の規定により、商工組合連合会又は商工組合の総会の招集を承認すること。
- (三) 第四十七条第二項において準用する中小企業等協同組合法第五十一条第二項の規定により、商工組合連合会又は商工組合の定款の変更を認可すること。
- (四) 第四十七条第三項において準用する中小企業等協同組合法第六十二条第二項の規定による商工組合及び商工組合連合会の解散の届出を受理すること。
- (五) 第五十四条において準用する中小企業等協同組合法第九十六条第五項の規定により、解散を命じた商工組合連合会又は商工組合の解散の登記を嘱託すること。
- (六) 第六十七条の規定により、商工組合連合会又は商工組合に対し、必要な措置を採るべきことを命ずること。
- (七) 第七十一条において準用する中小企業等協同組合法百四条第二項の規定により、必要な措置を採ること。
- (八) 第七十一条において準用する中小企業等協同組合法百五条第二項の規定により、商工組合連合会又は商工組合の業務又は会計の状況を検査すること。
- (九) 第七十一条において準用する中小企業等協同組合法百五条の二の規定による商工組合及び商工組合連合会の決算関係書類の受理をすること。
- 十九 中小企業団体の組織に関する法律施行令第十一条第三項の規定により知事が行うこととされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく次の事務
- (一) 第九十二条の規定により、商工組合に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせること。
- (二) 第九十三条第一項の規定により、職員に組合の事務所への立入検査を行わせること。
- 二十 商工組合法第六十条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令により知事が行うこととされた商工組合法に基づく次の事務
- (一) 第四十二条第五項(第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規

- 定による会員の請求による商工会の総会の招集を承認すること。
- (二) 第四十四条第二項及び第四項(これらの規定を第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定による商工会の定款変更の認可をすること。
- (三) 第四十九条の規定により提出される商工会の決算関係書類を受理すること。
- (四) 第五十条第一項(第五十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、商工会に対して、その業務に関し報告をさせ、又は職員に、商工会の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させること。
- (五) 第五十二条第二項の規定による商工会の解散届を受理すること。
- (六) 第五十三条(第五十八条第六項において準用する場合を含む。)の規定により、商工会の清算人を選任すること。
- (七) 第五十四条第一項、第二項及び第四項(これらの規定を第五十八条第六項において準用する場合を含む。)の規定により、商工会の財産処分の方法を認可すること。
- (八) 第五十四条の三の規定による商工会の清算終了の届出を受理すること。
- (九) 第五十八条第四項において準用する第四十二条第五項の規定により、商工会連合会の総会の招集を承認すること。
- (十) 第五十八条第四項において準用する第四十四条第二項及び第四項の規定により、商工会連合会の定款の変更を認可すること。
- (十一) 第五十八条第五項において準用する第四十九条の規定により、商工会連合会の事業報告書等を受理すること。
- (十二) 第五十八条第六項において準用する第五十二条第二項の規定により、商工会連合会の解散届を受理すること。
- (十三) 第五十八条第六項において準用する第五十四条の三の規定により、商工会連合会の清算終了の届出を受理すること。
- 二十一 商店街振興組合法に基づく次の事務(二以上の市の地域を地区とする商店街振興組合及び商店街振興組合連合会に限る。)
- (一) 第四十五条の規定により、役員の名又は住所の変更の届出を受理すること。
- (二) 第五十九条(第五十五条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、組合等の総会の招集を承認すること。
- (三) 第六十二条第二項の規定により、定款の変更(定款の変更後二以上の市の区域に属する地域を地区とすることとなる商店街振興組合及び商店街振興組合連合会に係るものに限る。四において同じ。)を認可すること。
- (四) 第六十二条第三項において準用する第三十六条第三項の規定により、定款の変更の認可又は不認可の処分を通知すること。
- (五) 第七十二条第二項の規定により、組合等の解散の届出を受理すること。
- (六) 第八十一条第二項の規定により、組合等の業務及び会計の状況を検査すること。
- (七) 第八十二条の規定により、組合等の事業報告書等を受理すること。
- (八) 第八十三条の規定により、組合等から組合員等に関する報告を徴すること。
- (九) 第八十四条の規定により、組合等からその業務若しくは会計に関し必要な報告を徴し、又はその業務若しくは会計の状況を検査すること。
- (十) 第八十五条の規定により、組合等に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。

二十二 商工会議所法施行令第七条の規定により知事が行うこととされた商工会議所法に基づく次の事務

- (一) 第七条第二項の規定により、特定商工業者の従業員数及び資本金額の決定を許可すること。
- (二) 第十条第二項の規定により、法定台帳の作成期間を延長すること。
- (三) 第十条第三項の規定により、法定台帳の作成期間の延長を商工会議所に通知すること。
- (四) 第四十六条第五項の規定により、商工会議所の定款変更の届出を受理すること。
- (五) 第五十七条の規定により、商工会議所の収支決算等を受理すること。
- (六) 第五十八条第一項の規定により、商工会議所から報告を徴し、又は職員にその業務の状況等を検査させること。
- 別表第三第三号の表産業経済部の部工業振興課の項中「工業振興課」を「地域企業支援課」に改め、同部労働政策課の項第五号に次のように加える。
- (一) 産業技術専門校の入校試験問題を作成すること。
- (二) 職業訓練指導員の訓練受講者を推薦すること。
- (三) 職業訓練指導員の表産業経済部の部労働政策課の項中第五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加える。
- 五 職業能力開発促進法に基づく次の事務
- (一) 第六条の規定により、関係事業主の団体に対し、職業訓練の実施その他関係労働者に係る職業能力の開発及び向上を促進するための措置の実施に関して必要な勧告をすること。
- (二) 第二十四条第一項の規定により、事業主等の行う職業訓練を認定すること。
- (三) 第二十四条第三項の規定により、認定職業訓練の認定を取り消すこと。
- (四) 第二十八条第一項の規定により、職業訓練指導員免許を与えること。
- (五) 第二十九条の規定により、職業訓練指導員免許を取り消すこと。
- (六) 第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を行うこと。
- (七) 第三十条第五項の規定により、職業訓練指導員試験の全部又は一部を免除すること。
- (八) 第三十九条第一項の規定により、職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更を認可すること。
- (九) 第四十六条第二項の規定により、技能検定に関する業務を行うこと。
- (十) 第九十条第一項において準用する第七十四条第一項の規定により、職業能力開発協会に対して必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (十一) 第九十条第一項において準用する第七十五条の規定により、職業能力開発協会に対し、勧告をすること。
- (十二) 第九十八条の規定により、認定職業訓練を実施する事業主等に対し、報告を

六 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)に基づく次の事務

- (一) 第三十五条の三第一項の規定による認定職業訓練の技能照査の試験問題等の届出を受け付け、当該試験問題等について適当と認める旨の認定をすること。
- (二) 第三十五条の三第二項の規定により、認定職業訓練の技能照査が的確に行われたものと認める旨の証明をすること。
- (三) 第四十二条の規定により、職業訓練指導員免許証を再交付すること。
- (四) 第六十九条の規定により、技能検定合格証書を再交付すること。
- (五) 第七十一条第一項の規定により、技能検定試験に關して不正行為を行った者に対し、その試験を停止し、又はその試験の合格の決定を取り消すこと。

七 群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に關する条例施行規則(昭和四十八年群馬県規則第七号)に基づく次の事務

- (一) 第四条第二項の規定により、訓練の開始時期の変更を承認すること。
- (二) 第五条第四項の規定により、休業日の変更を承認すること。
- (三) 第六条第二項の規定により、臨時休業日の報告を受領すること。

八 群馬県立産業技術専門校運営規程(昭和四十五年群馬県訓令甲第二号)に基づく次の事務

- (一) 第二条の規定により、訓練計画書を承認すること。
- (二) 第八条及び第九条の規定により、報告書を受領すること。
- (三) 別表第三第三号の表産業經濟部の部産業人材育成課の項を削り、同部観光物産課の項中「観光物産課」を「観光魅力創出課」に改め、同表県土整備部の部砂防課の項第三号から第五号までの規定中「森林環境部」を「環境森林部」に改め、同部都市計画課の項第三号(中)「こと」の下に「(部長専決に係るものを除く。)」を加え、同部建築課の項第一号(中)「こと」の下に「(同条第十六項第一号又は第二号に該当する場合を除く。)」を加え、同号中(四)を(五)とし、(五)の次に次のように加える。
- (四) 第八十七条の三第六項の規定により、特別興行場等の使用の許可をすること。
- (五) 別表第三第三号の表県土整備部の部住宅政策課の項第三号(中)「第四項」を「第三項」に改め、「連帯保証人及び」を削り、同表会計局の部中「会計課」を「会計管理課」に改め、同部会計課の項第一号中(二)を(九)とし、(一)を(八)とし、その前に次のように加える。
- (一) 第六十二条第四項の規定により、戻入回議書等の審査を行うこと。
- (二) 第六十三条第二項又は第一百十條第二項の規定により、歳入更正回議書又は歳出更正回議書の審査(総務事務管理課の所管に係るものを除く。)を行うこと。
- (三) 第七十条の規定により、一件五千万円未満の経費の支出負担行為の確認及び支出の決定(総務事務管理課の所管に係るものを除く。)を行うこと。
- (四) 第九十五条第六項の規定により、前渡金精算書等の審査(総務事務管理課の所管に係るものを除く。)を行うこと。
- (五) 第九十七条第三項の規定により、概算払の精算に關する書類及び支出負担行為の決議書類の審査を行うこと。

(六) 第二百五条第三項の規定により、戻入回議書の審査(総務事務管理課の所管に係るものを除く。)を行うこと。

(七) 第二百二十二条第二項及び第三百三十条第二項の規定により、歳計外現金の払出しの決定(総務事務管理課の所管に係るものを除く。)を行うこと。

別表第三第三号の表会計局の部会計課の項に次の一号を加える。

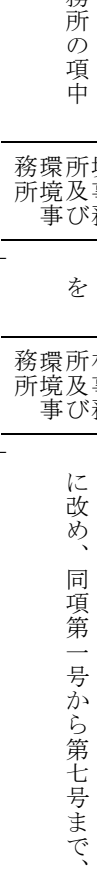
二 群馬県流域下水道事業の会計の特例に關する規則に基づく次の事務

- (一) 第四十九条第三項の規定により、戻入に係る支出伝票等の審査を行うこと。
- (二) 第六十条の規定により、一件五千万円未満の経費の支出負担行為の確認及び支出の決定(総務事務管理課の所管に係るものを除く。)を行うこと。
- (三) 第八十六条第七項の規定により、前渡金精算に係る振替伝票等の審査(総務事務管理課の所管に係るものを除く。)を行うこと。
- (四) 第八十八条第三項の規定により、概算払の精算に關する書類及び支出負担行為の決議書類の審査を行うこと。
- (五) 第九十六条第二項の規定により、更正に係る振替伝票の審査(総務事務管理課の所管に係るものを除く。)を行うこと。
- (六) 第三百三条第二項において準用する第六十条の規定により、保管現金及び保管有価証券に係る預り金の払出しの決定(総務事務管理課の所管に係るものを除く。)を行うこと。

別表第三第三号の表会計局の部審査課の項を削る。

別表第四教育事務所の項第一号(三)中「生活文化スポーツ部」を「生活こども部」に改める。

別表第五森林環境事務所及び森林事務所の項を削り、同表森林環境事務所及び環境事務所



に改め、同項第一号から第七号まで、

第十一号及び第十二号中「森林環境事務所」を「環境森林事務所」に改め、同項第十三号中「(昭和六十年群馬県規則第四十五号)」を削り、同項第十四号から第十六号までの規定中「森林環境事務所」を「環境森林事務所」に改め、同項の次に次のように加える。

環境森林事務所及び森林事務	一 群馬県有林及び県行分収造林に關する条例に基づく次の事務
	(一) 第五条第一項の規定により、県行分収造林契約を締結し、地上権を取得すること。
	二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に關する法律に基づく次の事務
	(一) 第九条第一項に規定する鳥獣の管理の目的(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的(市町村長による許可に係るものを除く。))及び第二種特定鳥獣の数の



- (一) 調整の目的)又は傷害鳥獣の保護の目的で鳥獣捕獲等を許可すること。
- (二) 第九条第七項(第十五条第十一項において準用する場合を含む。)及び第八項の規定により、鳥獣捕獲等許可証及び従事者証(環境森林事務所長及び森林事務所長(以下この号及び次号において「所長」という。)が許可したものに係るものに限る。)を交付すること。
- (三) 第九条第九項の規定により、鳥獣捕獲等許可証又は従事者証(所長が交付したものに限り、)の再交付を行うこと。
- (四) 第十五条第四項の規定により、指定猟法による鳥獣の捕獲等を許可すること。
- (五) 第十五条第七項の規定により、指定猟法許可証の再交付を行うこと。
- (六) 第二十四条第一項の規定により、販売禁止鳥獣等の販売を許可すること。
- (七) 第二十四条第五項の規定により、販売許可証(所長が許可したものに係るものに限る。)を交付すること。
- (八) 第二十四条第六項の規定により、販売許可証(所長が交付したものに限り、)の再交付を行うこと。
- (九) 第三十一条第一項の規定により、鳥獣保護区等の指定をするための実地調査を行うこと。
- (十) 第三十五条第三項の規定により、特定猟具使用制限区域内における承認対象捕獲等の承認をすること。
- (十一) 第三十五条第八項の規定により、承認対象捕獲等承認証の再交付を行うこと。
- (十二) 第四十三条の規定により、狩猟免許を交付すること。
- (十三) 第四十六条第二項の規定により、狩猟免許の再交付を行うこと。
- (十四) 第五十条第一項の規定により、不正の手段によつて狩猟免許試験(所長への委任に係るものに限る。)を受け、又は受けようとした者に対し、試験の停止又は合格の決定の取消しをすること。
- (十五) 第五十条第三項の規定により、違反者に対し、期間を定めて狩猟免許試験(所長への委任に係るものに限る。)受験を禁止すること。
- (十六) 第五十一条第三項の規定により、狩猟免許を更新すること。
- (十七) 第五十五条第一項の規定により、狩猟者を登録(県内居住者に係るものに限る。)すること。
- (十八) 第五十八条の規定により、狩猟者登録(県内居住者に係るものに限る。)を拒否すること。
- (十九) 第六十条の規定により、狩猟者登録証及び狩猟者記章(県内居住者に係るものに限る。)を交付すること。
- (二十) 第六十一条第一項の規定により、変更登録(県内居住者に係るものに限る。)を行うこと。
- (二十一) 第六十一条第五項の規定により、狩猟者登録証又は狩猟者記章(県内居住者に係るものに限る。)の再交付を行うこと。
- (二十二) 第六十三条の規定により、登録(県内居住者に係るものに限る。)を抹消すること。

- 三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく次の事務
  - (一) 第二十六条第二項に規定する、鳥獣捕獲等許可証又は狩猟者登録証(所長が交付したものに限り、)を交付している旨を証する書面を交付すること。
- 四 森林組合法に基づく次の事務
  - (一) 第一百条第二項において準用する第六十一条第二項の規定により、生産森林組合の定款の変更を認可すること。
  - (二) 第一百条第三項において準用する第七十九条の規定により、生産森林組合の設立を認可すること。
  - (三) 第一百条第四項において準用する第八十三条第二項の規定により、生産森林組合の解散及び合併を認可すること。
  - (四) 第一百条の八第一項、第一百条の十六又は第一百条の二十二第一項の規定により、生産森林組合の組織変更の認可をすること。
  - (五) 第一百条の規定により、生産森林組合から必要な報告を徴すること。
  - (六) 第一百三十三条第一項の規定により、生産森林組合に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。
  - (七) 第一百三十三条第二項の規定により、生産森林組合に対し、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずること。
  - (八) 第一百四十四条の規定により、生産森林組合に対し、解散を命ずること。
  - (九) 第一百五十五条第一項の規定により、生産森林組合の議決、選挙又は当選を取り消すこと。
- 五 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく次の事務
  - (一) 第三条第三項の規定により、林業経営改善計画(所管区域内のものに限る。)を認定すること。
  - (二) 第一条第二項の規定により、林業経営改善計画(所長専決に係るものに限る。)の変更を認定すること。
  - (三) 第一条第三項の規定により、林業経営改善計画(所長専決に係るものに限る。)の認定を取り消すこと。
- 六 林業種苗法に基づく次の事務
  - (一) 第十二条第三項の規定により、生産事業者の登録を行うこと。
  - (二) 第十二条第一項及び第三項の規定により、登録証の交付及び登録拒否の通知をすること。
  - (三) 第十三条第一項及び第二項の規定により、登録証の書替交付及び再交付を行うこと。
  - (四) 第二十条第一項の規定により、種穂が指定採取源から採取されたものであること又は苗木が指定採取源から採取された種穂から育成されたものであることを証明すること。
- 七 森林病虫害防除法に基づく次の事務
  - (一) 第五条第二項の規定により、駆除命令をすること。
  - (二) 第五条第三項の規定により、補完伐倒駆除命令をすること。
  - (三) 第五条第四項の規定により、第三条第九項の規定による命令
- 八 森林病虫害防除法に基づく次の事務
  - (一) 第五条第二項の規定により、駆除命令をすること。
  - (二) 第五条第三項の規定により、補完伐倒駆除命令をすること。
  - (三) 第五条第四項の規定により、第三条第九項の規定による命令

<p>書を交付すること。</p> <p>九 群馬県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年群馬県規則第六十五号)に基づく次の事務</p> <p>十 その他の事務</p> <p>(一) 用地等の取得又は譲渡並びに権利設定に係る登記に関すること。</p> <p>(二) 保安林施設整備事業に係る施設の管理を市町村長に委託すること。</p>	<p>(五) 第八条の規定により、損失補償を行うこと。</p> <p>(一) 第七條第一項の規定により、貸付資格を認定すること。</p>
--	--

別表第五農業事務所の項第十八号(一)中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号(二)中「第十八条第五項」を「第十八条第七項」に改め、同号に次のように加える。

(三) 第十九条の二第三項の規定により、農地中間管理機構の協議に同意すること。別表第五土木事務所の項第一号に次のように加える。

(四) 第十九条の規定により、砂防指定地内の施設の設置者と協議し、当該施設を譲り受けること。

別表第五土木事務所の項第四号中「森林環境部」を「環境森林部」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第三第三号の表企画部の部地域政策課の項の改正規定(同項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える改正規定に限る。) 令和二年六月四日

二 別表第三第一号の表農政部の部ぐんまブランド推進課の項の改正規定及び別表第三第三号の表農政部の部ぐんまブランド推進課の項の改正規定 令和二年六月二十一日

三 別表第三第三号の表農政部の部技術支援課の項第五号の改正規定 肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第六十二号)の施行の日

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---